

「月刊フェスク」529号 令和7年10月25日発行（毎月1回25日発行）

ISSN 1343-5116

消防・防災関係者のための最新情報誌

月刊フェスク

Fire Equipment & Safety Center of Japan

11
2025

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

可燃性外装材の火災安全に関する最新の国内外動向

消防庁のうごき

大規模倉庫における効果的な防火管理に関する ガイドラインの策定

表紙に寄せて

撮影地：北海道目梨郡羅臼町
撮影・文：清水正仁

郷愁の知床

十一月号ではあるが、九月に北海道の知床に行く機会にめぐまれたので、その時の写真を紹介したいと思う。少々季節に逆行してしまつが、ご容赦願いたい。

現在日本にある二十六件の世界遺産のうち、五つしかない自然遺産の一つが知床半島である。また半島を連なるように知床連山が山脈を形成しており最高峰の羅臼岳は標高一六六メートルを有している。半島といつこともあり海から一気に立ち上がる山の佇まいは数字以上の高度感を与える。海から山までの大自然が、世界有数のレベルでコンパクトに凝縮されている。

またここは動物の宝庫でもあり、今回の旅ではキツネ、エゾリス、エゾジカ、シマフクロウ、海の生物に至ってはマッコウクジラまで見ることができ、何か運を使い果たしてしまつたのではないかと心配になってしまった。これほど多くの動物を目の当たりにすると、動物写真にも興味が湧き、老後に向かつて楽しみが増していへんよつて結構心の支えになるものである。

さて表紙の写真は知床五湖で、知床連山の眺めが抜群にいい所である。ただこの遊歩道に入山するためには入山料とともに、ヒグマに関してのレクチャーを受けなければならぬ。ヒグマと鉢合わせするリスクを

減らす方法や、出会ってしまった時の対処法などの講義を受ける。近年特に多く報告されている熊被害を避けるうえで、そうした知識を得ているかどうかは大きな差を生み出すのだろう。ただ餌付けされた熊だけは人に寄つてきてしまつので、結果としてお互い不幸を招くことになる。熊だけでなく、可愛いからといって野生動物に餌を与えることは慎まなくてはならない。

熊の知識を得た上で、教わつたばかりの方法で手のひらをパンパン打ちながら順調に歩を進めていくと懐かしさがこみ上げてきた。ここは三十数年前の学生時代にバイクで訪れた場所なのである。あの時はフェリーで北海道に上陸し、何日もかけてこの知床にたどり着き、拳句の果て土砂降りでも何も見られなかった。羅臼岳の「じ」の字も見ることができなかった。遠方の知床にはもつ行けることはないだろうと思っていたが、今回ご縁により訪ねることが叶い、三十数年前に見られなかったものがすべて見られた。今ようやく知床の旅が完結した想いである。

旅はつい新しい所に行つてしまいがちだが、たまには懐かしい場所を訪ね、過去を振り返ってみるのもいいものである。



(上) 羅臼港より羅臼岳
(左) 郷愁の知床 (右下) 羅臼岳と空中回廊



ガス消火設備点検のラストアイテム!

これからの 液面計は 超音波!!

PUSH

詳しくはコチラから



軽量・コンパクト!

放射線不使用で
届出不要!

安全で取扱いも簡単!



予防技術検定のための 消防予防概論

第1巻
第4巻
新発売



■A4判 173頁
■定価 2,820円(税込)



■A4判 280頁
■定価 3,740円(税込)



■A4判 329頁
■定価 4,070円(税込)



■A4判 542頁
■定価 4,950円(税込)

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

見てわかる！ ささつの本 自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価2,970円（本体2,700円＋税10%）

- ☆「そもそも立入検査ってどこに行くの？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。
- ☆「法のからくり」や「トラブル事例集」等、事前知っておくべき内容も登載。



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和7年版 火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円＋税10%） 内容現在 令和7年2月1日

- ☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！
- ☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版 消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円＋税10%）

- ☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かるよう編集した使いやすいポケット判！
- ☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。
- ☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



 東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

 @tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

 <https://www.tokyo-horei.co.jp/>

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272 0120-338-923

(☎携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

特別寄稿

2 可燃性外装材の火災安全に関する 最新の国内外動向

..... 東京大学大学院工学系研究科 准教授 吉岡英樹
三菱ケミカルインフラテック株式会社 アルボリックビジネスユニット 事業企画部 部長 長谷善博

消防庁のうごき

- 10 大規模倉庫における効果的な防火管理に
関するガイドラインの策定 消防庁予防課
- 17 令和7年度「こども霞が関見学デー」の開催 消防庁総務課
- 20 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果
(令和7年6月1日時点) 消防庁予防課予防係 高木亮二
- 22 令和6年中に発生した製品火災に関する
調査結果について 消防庁予防課予防係 櫻川成大

視点

- 24 消防法上の代執行について 弁護士 木下尊氏

エッセイ

- 28 父から消防のバトンを引き継いで
..... 消防団等充実強化アドバイザー 山本みゆき

消防行政情報 [第9回] 予防業務優良事例表彰

- 32 継続を力に! 小規模雑居ビルに対する取組
〈20回目の夜間一斉合同査察〉 川崎市消防局予防部査察課
- 34 半導体工場に関する消防行政実務研究会の発足
..... 四日市市消防本部 予防保安課 岩寄文宏

違反是正

- 36 違反が多い街からの脱却
妨害を受けながら行った違反処理 今治市消防本部 予防課 予防係長 高須賀寛

避難器具マシマシで行こう

- 42 怖くなんかないんだよ、緩降機 三田村二郎

44 全国の消防から 園児と学ぶ「救急の日」! みさお号と楽しく体験学習

..... 長野県 松本広域消防局 ほか

46 トビックス PFAS等を含有する消火器・消火薬剤の生産中止について

..... 一般社団法人日本消火器工業会・株式会社消火器リサイクル推進センター

47 安全戦隊FESCレンジャー 〈第14話〉水は大事!!

- 48 伝言板 令和7年度 危険物事故防止対策論文募集 消防庁・危険物保安技術協会

- 50 光警報装置のピクトグラム標識 一般社団法人日本消防標識工業会

- 表紙に寄せて “郷愁の知床” 清水正仁



可燃性外装材の 火災安全に関する 最新の国内外動向

1. はじめに

2017年6月14日水曜日の深夜、ロンドン市郊外ノース・ケンジントン地区にある24階建て高層住宅・グレンフェルタワー（全127戸、居住者約600名）において4階の住戸から出火した火が瞬く間にビル全体に広がり72名の尊い命が失われるという悲惨な大火災事故が発生した(写真1)。

近年可燃性外装材はその高いデザイン性や容易な加工性、軽量性という特徴から多くの建築物で採用されているが、残念ながらグレンフェルタワー火災の後も世界の各地で可燃性外装材が燃え上がる火災事故は絶えない。可燃性外装材の火災に対する安全性はその材料構成や施工方法の違いにより大きく変わってくる。

本稿では可燃性外装材の基本的な情報とグレンフェルタワー調査委員会が2024年9月に公表した最終報告書を簡単に紹介するとともに、報告書の中でも火災が急拡大した要因として指摘している可燃性外装材に着目し、火災事故後の高層ビル外装材を取り巻く法規制や可燃性外装材の火災安全性（火災反応：Reaction to fire）を評価する方法など最新の国内外動向についても情報提供する。

この火災から得られた教訓を十分に生かして二度とこのような大惨事を発生させないための取り組みに繋げていきたい。

なお、グレンフェルタワー火災については月刊フェスクでも📖2017年8月号、📖2018年5



東京大学大学院工学系研究科
准教授
吉岡英樹

専門は建築防火工学／材料・部材の燃焼性
状、火災時のガス毒性等。グレンフェルタワー
火災で示された従来の知見の限界を踏まえ、
国内外の防火研究者と連携して、建築の火災
安全性を更に高めるべく、研究を行っている。



三菱ケミカルインフラテック株式会社
アルポリックビジネスユニット 事業企
画部 部長
長谷善博

1988年三菱化成工業株式会社（現三菱
ケミカル）入社。主にアルミ樹脂複合板の
難燃グレード開発に従事し、世界各地の建
築外装規制に対応するための材料生産技
術開発並びに防火認定取得作業に関わる。



写真1 グレンフェルタワー火災(2017年6月14日4時43分撮影)

出典: Natalie Oxford <https://x.com/Vampicca/status/874835244989513729/photo/1>, CC BY 4.0

月号、2020年4月号、5月号(フェーズ1報告書)などで採り上げ寄稿されているのでご参照いただけたら幸いです。

2. 可燃性外装材ACMとその難燃化

グレンフェルタワー火災において急激な上階への火災拡大の最大の原因と指摘されているのが可燃性外装材であり、まずは一般的な例から挙げる。

可燃性外装材の例としては、可燃性の樹脂芯材を2枚の薄い金属シートで挟み込んだサンドイッチ状のパネルがあり、断熱機能を重視してポリイソシアヌレート(以下「PIR」)フォーム等の高発泡樹脂芯材と塗装鋼板等を組み合わせた「断熱パネル」や、高い意匠性、軽量性、加工性を重視してポリエチレン等の樹脂芯材と塗装アルミニウムシートを組み合わせ

た「アルミ樹脂複合板(Aluminum Composite Material、以下「ACM」)」等があり、ビル外装材としては後者ACMが大多数である。高い火災安全性が求められる用途・規模・地域の場合はポリエチレンに水酸化アルミニウム等の無機物を高配合した難燃化ポリエチレンを用いた「ACM/fr」や「ACM A2」が一般的で、ACM/frの構成を図1に、実際の施工例を写真2に示す。

可燃物を含む芯材は材料設計、難燃化度によりいくつかのグレードがあり、一般的な難燃化手法は可燃物である樹脂成分配合量を下げ、燃焼時に脱水吸熱反応を示す水酸化物(通常は水酸化アルミニウム)をメインに、その他の無機物も合わせて高配合し燃焼時に発生する発熱量(潜在発熱量)を極力抑える方法がとられる。欧州規格EN 13501-1で難燃性



写真2 ACM/fr外装材施工例

能が分類されるACMの欧州等級 (European Classification : Euroclass) は難燃化のレベルによって表1のようになる。欧州では等級A1やA2は不燃材料に分類される。

ACMの塗装アルミシートは金属意匠感を持たせるためにステンレスやチタン、銅、亜鉛などの金属シートに代わることもある。更に断熱性を付与する場合はACMパネルの内側に断熱材層を配し通気層を有する壁構造(図2)をとることもある。通気層が有る場合、火災時に火炎が通気層を介して上階延焼しやすいので通気層の幅や火災時に熱で膨張して通気層内部の上昇気流を止めるファイアーストップを各階に設置するなどパネルシステム全体のデザインが重要である。

ACMはその特徴を生かし、ビル外装材として2000年頃から急速に世界中で普及し、日本国内では火災安全の観点から難燃化芯材を用いたACM/frを使用するのが一般的だが、諸外国ではコスト低減を重視するあまり、難燃化処理していない安価なポリエチレン芯材ACM PEも一時期盛んに使用されてしまった。

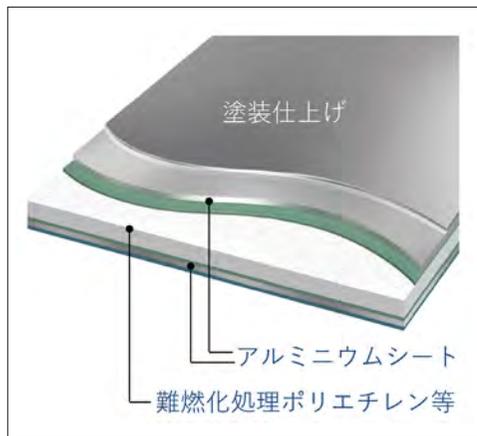


図1 一般的なACM/frの構成



図2 ACM/frパネル外装パネルシステム例

表1 芯材難燃化度と欧州建材等級

	ACM PE	ACM/fr	ACM A2	ACM A1
樹脂成分配合量 (wt%)	100%	< 30%	< 10%	< 5%
芯材潜在発熱量	≥ 46MJ/kg	≤ 14 MJ/kg	≤ 2 MJ/kg	≤ 1 MJ/kg
EN 13501-1 発熱量規格		推定 <15 MJ/kg	≤ 3 MJ/kg	≤ 2 MJ/kg
欧州等級 Euroclass EN 13501-1	E	B	A2	A1

今でも世界各地でポリエチレン芯材を使った可燃性ACM PE火災が時々発生し、高層ビルを火炎が勢いよく上階へ登り上がるニュース映像がインターネットで流れている。

3. ロンドン・グレンフェルタワー火災の概要

グレンフェルタワーは1974年に竣工した古い24階建コンクリート造のタワーマンションであったが、2015年から大規模な改修工事(工事費：870万英ポンド、約17億円)が行われ、厚さ100mmのPIRフォーム断熱材と厚さ4mmの可燃性ACM PE(両面アルミ0.5mm、ポリエチレン芯材は3mm)を組み合わせた厚さ50mmの通気層を有する外装パネルシステムを採用し(図3、4)、美観と断熱機能を兼ね備えたマンションに生まれ変わった。

2017年6月14日(水)午前0時14分に4階の室内から出火し、可燃性ACMとPIRフォーム断熱材を施工した外壁などを伝わり急速(約15分)に最上階へ延焼した。火の広がりが早く、消防からは救助を待たずに自力避難するよう要請があった。消防車40台、消防士約200人が出動したが、鎮火まで24時間以上を要し死者72名、負傷者70名以上という痛ましい大惨事となった。火災が急拡大した原因としては可燃性外装材ACM PEが使われていたことに加え、窓枠が壁体の外側の樹脂製断熱材の上に設置されていたために容易に室内へ火炎が侵入したことや、防火区画の脆弱性などが、また多くの死傷者が発生した原因としては単一避難経路、ロンドン消防の対応力不足などが当初から指摘されていた¹⁾²⁾。

4. 火災後の英国政府の動き

火災後の英国政府の動きは早かった。火災発生翌日の2017年6月15日にメイ首相が公開調査を指示し(Grenfell Tower Inquiry)、2017年7月には「建築基準と火災安全に関する独立見直し委員会」(Independent Review of Building Regulations and Fire Safety)も設置された³⁾。また、可燃性外装材の安全性



図3 グレンフェルタワーの可燃性ACM PE
出典：Grenfell Tower Inquiry Phase1 Report Volume4

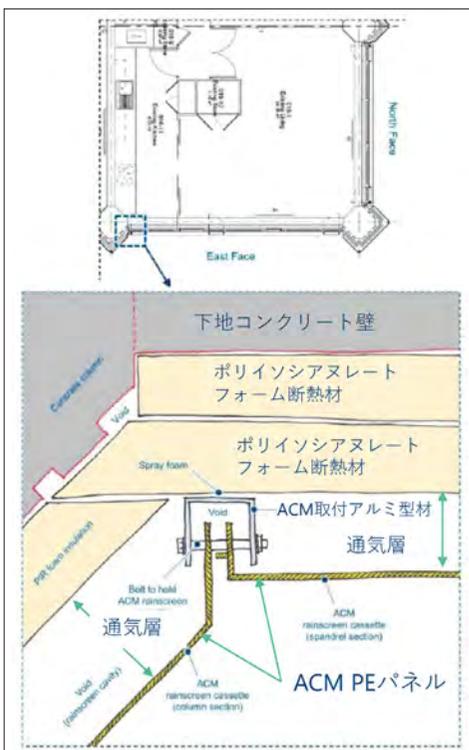


図4 グレンフェルタワー外装システム
出典：Grenfell Tower Inquiry Phase1 Report Volume1

を再評価する活動の一つとして政府主導で最初の実大ファサード試験が火災発生からわずか1カ月あまり後の2017年7月23日英国建築研究所(通称：BRE)で英国規格BS 8414に従って実施された。

調査委員会(Grenfell Tower Inquiry)からは2019年10月30日にフェーズ1報告書(火災当夜の事実と救出対応を中心にまとめたも

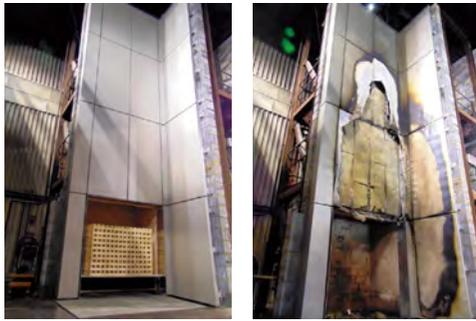


写真3 BS 8414ファサード試験体の例 (左: 試験前、右: 試験後=合格のケース)

の)⁴⁾、2024年9月4日にフェーズ2報告書(最終報告書)⁵⁾が公表され、火災の根本原因、関係者の責任や制度の欠陥を明らかにし、再発防止のための各種提言などがまとめられている。

フェーズ2報告書の詳細な解説は省くが、可燃性外装材の全面禁止、製品認証制度の厳格化、建築規制の明確化、建築確認プロセスの独立性確保、建材業界に対する監督強化、住民の声を制度に反映する仕組みなど多くの推奨事項が盛り込まれ、この災害は個人・組織・行政の失敗の複合的な結果であり、火災は予見可能かつ回避できた悲劇である、と結論づけている。

一方、独立見直し委員会は2018年5月に最終報告書(通称:Hackitt Review)⁶⁾を発表し、新たな規制機関の創設や高リスク住居用ビルへの新制度導入、設計から運用・回収まで一貫した情報と責任の追跡などの構造改革提案がなされた。

英国(主にイングランド)建築法規の改正も進んでいる。建築物の火災安全に関する技術ガイダンス文書Approved Document B 2010年版がグレンフェルタワー火災以降、複数回の改正を経て2025年3月に全面改訂され、2029年9月から発効する内容も盛り込まれた⁷⁾。これまで防火材料や耐火構造は英国標準BSにも従っていたが、今後は順次欧州規格ENのみへ統合されていく。

また可燃性ACM PEを外装材とする既存不

適格建築物の改修の推進も政府が資金援助しながら進められているが、危険性の高い可燃性外装材は完全には排除されていない。

これらの動きは諸外国にも影響を与え、一足早く可燃性外装材の厳しい規制を導入していた豪州などでの動きが加速したり、それまで可燃性外装材に対する規制が無かった国でも規制を導入したりといった動きが続いている。日本国内でも国土交通省住宅局建築指導課長から2019年6月28日付け国住指第18号として建築物の外壁に設ける有機系断熱材・外装材やバルコニー目隠し板等の取り扱いについて断熱材の厚さを100mm以下とすること、有機系材料を芯材とするサンドイッチパネルなどは難燃処理された有機系材料を使用したものとするなどの注意喚起が発信された。

5. 英国BS 8414実大ファサード試験

前節で述べた火災後、英国政府が実施した実大ファサード試験を少し詳しく解説する。

試験方法はBS 8414-1、8414-2で規定され、英国での合否判定基準はBR135というガイダンス文書の中で具体的な基準が定められている。BS 8414は英国以外の複数国(豪州、UAE、マレーシア、韓国など)でも採用されているが、判定基準は各国毎に定められている。原理としては実大の可燃性外装システム(ファサード)を設置し(高さ8.0m、主壁幅2.6m、袖壁幅1.5m)、その1階室内(火災室)でクリブを燃やした火源(4,500MJ)による火炎を開口部より噴出させて可燃性外装材の燃えひろがり(燃えひろがり)を評価(30分間)するものである(写真3)。

一連の実大ファサード試験では実際にグレンフェルタワーに施工された外装パネルシステム(ポリエチレン芯材ACM+PIRフォーム断熱材)と、それとの比較として各種断熱材や難燃化ACM(欧州等級B及びA2)を組み合わせた外装パネルシステム合計7仕様について燃えひろがり(燃えひろがり)と火災拡大の関係を評価した。芯材を難燃化処理したACM/frとACM A2はいずれも日本企業が提供したが、公式にはメーカー

表2 BS 8414実大ファサード火災試験結果まとめ

No.	外装材タイプ (Euroclass)	通気層	断熱材の種類	BR135判定	不合格判定分:秒	備考
1	ACM PE (C~E)	55mm	PIRフォーム 100mm	× 不合格	08:45	※グレンフェルタワー再現 火勢が急拡大、激しい火災伝播
2	ACM PE (C~E)	55mm	ロックウール 180mm	× 不合格	07:09	表面材が主因で火勢強く上昇
3	ACM FR (B)	55mm	PIRフォーム 100mm	× 不合格	25:12	FRでも不十分、火炎持続
4	ACM FR (B)	55mm	ロックウール 180mm	○ 合格	30:00	FR+RWでFR唯一の合格結果
5	ACM A2 (A2)	55mm	PIRフォーム 100mm	○ 合格	30:00	ACM A2が高い防火性能
6	ACM A2 (A2)	55mm	ロックウール 180mm	○ 合格	30:00	ACM A2+RWで最も優れた防火性能
7	ACM FR (B)	55mm	フェノールフォーム 100mm	× 不合格	28:14	FRでも不十分、火炎持続

表3 欧州の主なファサード試験

英国	BS 8414-1、BS 8414-2
ドイツ	DIN 4102-20
フランス	LEPIR 2
スウェーデン	SP FIRE 105
ハンガリー	MSZ 14800-6
チェコ	ISO 13785-1
国際標準	ISO 13785-1、13785-2



写真4 BS 8414-1実大ファサードデモ試験におけるACM/frとACM PEの燃焼挙動(2013年2月Exova, Dubai)

名は非公開となっている。英国政府が実施した7件の実験結果概要を表2に示す^{8)~14)}。

グレンフェルタワーに使われた欧州等級E相当のACM PEはロックウール断熱材と組み合わせてもPIRフォーム断熱材の場合と大差なく10分以内という短時間で最上部まで延焼(試験中止)に至ったのに対し、欧州等級BのACM/frはロックウール断熱材との組み合わせでは合格となり違いが観察された。ACM/frでもPIRフォーム断熱材、フェノールフォーム断熱材と組み合わせた場合はACM PEより燃えひろがりは遅くなるものの30分未満で壁温度が基準を超えたために不合格となった。ACM A2はPIRフォーム断熱材等と組み合わせても合格となり、火災安全性が高いことが確認された。これら一連の結果も踏まえて英国建築法規の改正も進められたと考えられる。

改正されたApproved Document Bでは高

さ11m以上の住居用建築物の外装材は欧州等級A2以上(A1及びA2)に限定された(以前は18m以上は欧州等級B)。

三菱ケミカルインフラテック株式会社ではポリエチレン芯材ACM PEの火災時の危険性をBS 8414試験で確認する比較デモ試験を2013年2月にUAEの試験所で実施している。芯材を難燃化したACM/frとの燃焼挙動に大きな違いがあることは一目瞭然である(写真4)。

6. 欧州全体の動き

実大ファサード試験に関し、現在欧州では表3に示すように各国独自のファサード試験が存在しているが、これを欧州規格ENとして統一しようという活動がスウェーデン国立研究所RISE (Research Institutes of Sweden)をリーダーとしてフランス、ドイツ、英国、ハンガリーなどが参加するコンソーシアムで進め

られている。欧州統一ファサード試験の基本的な考え方は英国BS 8414とドイツDIN 4102-20をベースに検討された。国際標準としてはISO 13785-1ファサードの火災反応試験—第1



写真5 欧州統一ファサード試験ラウンドロビン試験でのACM/fr設置風景（ハンガリー建設品質検査協会ÉMI、大規模試験）
出典：コンソーシアム最終報告書

部：中間規模試験及びISO 13785-2ファサードの火災反応試験—第2部：大規模試験があり、ISO 13785-1はチェコが採用中で、ISO 13785-2は豪州がAS 5113の中でBS 8414と並んで選択肢として採用しているが欧州で正式採用している国は無い。

コンソーシアムではACM/fr（写真5、日本企業の製品が採用）、アルミ単板、外断熱工法（ETICS）、ファイバーセメントパネル、木質系ファサードなどを各国試験所で比較評価するラウンドロビン試験を実施し、2024年12月に最終報告書¹⁵⁾が欧州委員会に提出され受理されている。最終報告書では中規模と大規模の2つのディメンションの試験方法が提案された（図5）。

現在は欧州標準化委員会（CEN）で正式なEN規格のドラフトを作成中で、今後数年のうちに欧州統一規格が整備される見込みである。

7. JISの動き

日本国内では、建築物の外壁が開口噴出火炎にあぶられた際の建築ファサードの燃えひろがり測定する試験方法が、JIS A 1310として2015年に新規制定されて以降、2019年、2025年に改正がなされ、現在は2025年版が最新版である。具体には、1,350mm立方体の燃焼チャンバー内にガスバーナーを設置して加熱し、910mm角の開口部から火炎を噴出させて、ファサード試験体（幅1.8m×高さ4.1m）を炙った際の燃えひろがり性状を確認する。2019年の改正では加熱強度の考え方を変更し、試験体に袖壁をオプションとして設置してよいこととされ、更に解説に評価基準案が示された。2025年の改正では、試験終了後に落下物も観察対象に含めることとなった（図6、写真6）。

2017年英国グレンフェルタワー火災の発生を受けて、国土交通省平成29年度建築基準整備促進事業において「外壁の燃え広がりの防止に係る性能」がJIS A 1310を活用して検証され、関連成果¹⁶⁾に基づいて、令和元年6月に国土交通省住宅局建築指導課長から「建築

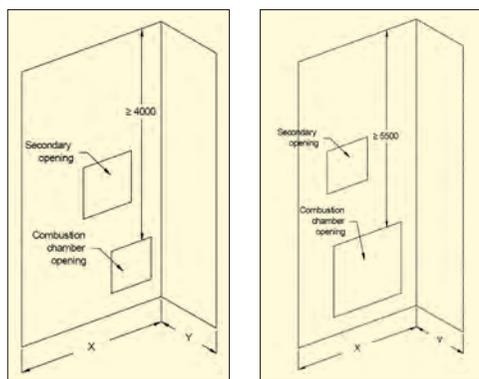


図5 欧州統一ファサード試験案の概略図
（左：中規模、右：大規模）
出典：コンソーシアム最終報告書

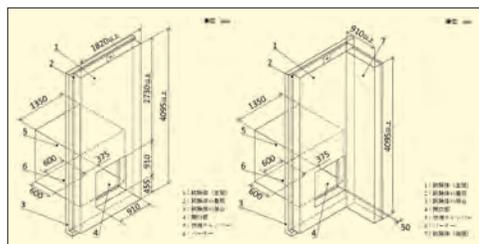


図6 JIS A1310ファサード試験装置および試験体図
（左：主壁のみ、右：袖壁付）

物の外壁に設ける有機系断熱材・外装材の取扱いについて」として通知が発出された。

なお特定非営利活動法人日本外断熱協会を事務局として「JIS A 1310 建築ファサード燃えひろがり抑制研究会」が設置されており、研究および認証に係る活動が鋭意実施されている状況にある¹⁷⁾。

8. ISOの動き

ISOでは特にISO/TC92/SC 1 /WG 7 (中・大規模火災試験方法)において、ISO 13785-1 (以下「Part 1」)及び、13785-2 (以下「Part 2」)が存在している。中規模試験体に対応するPart 1は主壁：幅1.2m×高さ2.4m、袖壁：幅0.6m×高さ2.4mである一方、大規模試験体に対応するPart 2は主壁：幅3.0m×高さ5.7m、袖壁：幅1.2m×高さ5.7mという仕様になっている。これらの規格はISO化されているが実際に認証目的で採用されている国は極めて少なく、Part 1はチェコで、Part 2は豪州で採用されているにとどまる。なお日本ではPart



写真6 JIS A 1310ファサード試験の様子 (袖壁付)

1、2ともに研究目的の使用実績はある。現在、Part 1はフランスとオランダからの提案で、改訂作業を行っており、特にバーナー加熱のディテールを改良する点と、試験実施中にオプションとして発熱速度の計測を含めることが検討されており、当該改訂作業が完了したあかつきには、オランダで正式に採用される可能性が高い状況にある。

【参考文献】

- 1) 小林恭一：高層建築物(4)ロンドンのタワーマンション火災、「月刊フェスク」、2017年8月
- 2) 小林恭一：グレンフェルタワー火災に関する公式調査報告書(1)(2)、「月刊フェスク」、2020年4月、5月
- 3) 関澤愛：ロンドンの高層住宅火災から1年～グレンフェルタワー火災が喚起したこと、「月刊フェスク」、2018年5月
- 4) Grenfell Tower Inquiry Phase 1 Report
- 5) Grenfell Tower Inquiry Phase 2 Report
<https://www.gov.uk/government/publications/publication-of-the-grenfell-tower-inquiry-phase-2-report>
(Phase 1、2共に)
- 6) Hackitt Review
<https://www.gov.uk/government/collections/independent-review-of-building-regulations-and-fire-safety-hackitt-review>
- 7) Approved Document B
<https://www.gov.uk/government/publications/fire-safety-approved-document-b>
- 8～14) DCLG BS 8414 Test Report No.1-7
<https://www.gov.uk/government/publications/fire-test-report-dclg-bs-8414-test-no1>
<https://www.gov.uk/government/publications/fire-test-report-dclg-bs-8414-test-no2>
<https://www.gov.uk/government/publications/fire-test-report-dclg-bs-8414-test-no3>
<https://www.gov.uk/government/publications/fire-test-report-dclg-bs-8414-test-no4>
<https://www.gov.uk/government/publications/fire-test-report-dclg-bs-8414-test-no5>
<https://www.gov.uk/government/publications/fire-test-report-dclg-bs-8414-test-no6>
<https://www.gov.uk/government/publications/fire-test-report-dclg-bs-8414-test-no7>
- 15) RISE Final Report、https://www.ri.se/sites/default/files/2024-10/Final%20Report_Final.pdf
- 16) 吉岡英樹、高橋済、林吉彦、野口貴文、小林恭一、安藤達夫：可燃性外装材の燃えひろがり性状に関する研究 アルミ複合材及び外断熱工法に関するJIS A 1310ファサード試験、「日本建築学会大会学術講演梗概集」、2018年9月
- 17) JIS A 1310建築ファサード燃えひろがり抑制研究会、<https://www.jisa1310labo.org/index.html>
(2025年9月1日アクセス)

グレンフェルタワー火災は予見可能かつ回避できた悲劇である、とフェーズ2報告書は結論づけている。



大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドラインの策定

消防庁予防課

●はじめに

近年、人手不足やインターネット通販の拡大などの社会的背景により、倉庫の大規模化・多機能化が進んでいる。

こうした中、平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した大規模倉庫火災においては、防火シャッターが機能せず、倉庫内の広い範囲に延焼拡大し、消防活動が長時間にわたった。この火災を受け、消防庁は「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」を策定し、効率的に消防活動を行うことのできる環境を確保するため、建物中央部へのスプリンクラー設備の設置や2階以上の階への非常用出入口の設置等の主にハード面の対策を講じた。また、国土交通省は、建築基準法令上の防火シャッターに係る告示の改正を行った。その後、令和2年4月に宮城県岩沼市、令和3年11月に大阪市此花区においても大規模倉庫火災が発生し、これらの

火災の都度、必要な対策を講じてきた。

現在、物流効率化等を目的とした倉庫の大規模化・多様化はさらに進み、従業者の託児所など福利厚生施設を併設した倉庫、複数の事業者がテナント利用するマルチテナント型の倉庫、保管・荷下ろし作業等が自動化された倉庫など様々な特徴を持つ倉庫が数多く見られるようになってきた。

このような大規模倉庫は、多数の建物利用者の避難、複数のテナントの連携した応急対応、高密度に保管された物品に対する初期消火など、防火管理面における課題を抱えていると考えられることから、消防庁では「予防行政のあり方検討会」において、これらの課題の対策を検討し、令和7年3月に「大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン」を策定した。

本稿では、このガイドラインを紹介する。

●ガイドラインの概要

(1)対象

本ガイドラインの対象は、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以上となるものとしている。ただし、これに満たない倉庫であっても、本ガイドラインに掲げる火災リスクが考えられる場合には、本ガイドラインを参考に安全性の向上を図ることを推奨している。

(2)近年の倉庫の特徴と想定される火災リスク

本ガイドラインでは、倉庫の防火管理者等が、それぞれの倉庫の実態に応じた実効性のある防火安全対策を講じることができるよう、近年増加する倉庫の特徴と想定される火災リスクを表1～4のとおり示している。

表1 建物利用者の増加・多様化

特徴	福利厚生施設等の併設や、加工等の作業を有するなど倉庫機能の複合化により、建物利用者が増加している。また、正規職員に加え、アルバイト、短期間労働者、外国人労働者等、建物利用者の属性が多様化している。
想定される火災リスク	<ul style="list-style-type: none">避難者の数が多くなることにより、避難に時間がかかるおそれがある。託児所などの避難行動に支援を必要とする者がいる場合、避難に時間がかかるおそれがある。建物に不慣れな者や日本語の理解が十分でない者がいる場合、避難に時間がかかるおそれがある。

表2 管理権原者が複数存在

特徴	マルチテナント型の倉庫のほか、福利厚生施設等が併設された倉庫など、同一建物内に管理権原者が複数存在する。
想定される火災リスク	・建物内においてテナントごとに管理権原が分かれている場合、迅速・的確な応急対策を行うことが困難になる可能性がある。

表3 保管物品が多種多様

特徴	倉庫内の保管物品が多種多様となっている。
想定される火災リスク	・保管物品が適切に管理されていない場合、火災発生・延焼拡大の危険性が生じる可能性がある。 ・消防隊へ危険物等の保管状況などの情報提供がない場合、消防隊による消火活動が困難になる。

表4 庫内作業の自動化

特徴	倉庫内での物品の仕分け・搬送等を行うマテハン機器について、自動化やロボット技術の導入が進んでいる。
想定される火災リスク	・マテハン機器の配置等によっては、防火区画形成の障害となるおそれがある。 ・物品の高密度保管により、急速に延焼拡大するほか、消火が困難となる可能性がある。 ・避難動線の複雑化により、逃げ遅れの可能性がある ・人が立ち入らないエリアがある場合、発見が遅れる可能性がある。 ・マテハン機器の増設・変更等により、設計時とレイアウト等が異なる場合、消防用設備等の機能に支障を生ずる可能性がある。

(3)効果的な防火管理のポイント

火災発生時における対応の全体像把握のため、自衛消防活動の主な流れをフローチャート(図1)で示している。特徴として、大規模倉庫火災では、防火シャッターの機能不全が延焼拡大に繋がることから、自衛消防活動上の班編成において一般的な「初期消火班」「避難誘導班」に加え、「区画形成班」を編成することを推奨している。また、出火後の延焼リスクが高いことから、消火器と屋内消火栓設備を同時並行で操作

することができるよう、初期消火班を消火器担当と消火栓担当に分け、より迅速・確実に消火に当たることのできる人員配置を推奨している。

本ガイドラインでは、防火安全対策として、火災の発生防止に関するポイント(下記ア)と火災発生時の対応に関するポイント(下記イ～オ)を示している。

防火安全対策の個別の項目については、「事前の対策」と「災害時の対策」に分けて示している。また、各項目について、消防計画に盛り

表5 チェックの例

	ポイント	消防計画 チェック
事前の対策	ア 防災センター等との連携体制を構築し、各部署や各テナントを統括して管理する体制を構築しましょう。☞《メモ》⑦	<input type="checkbox"/>
	イ 防災センター等との連携した活動について、事前に計画を策定し、従業員に周知しておきましょう。	<input checked="" type="checkbox"/>
	ウ 大型のマテハン機器の設置などにより、人が立ち入らないエリアについては、巡回等による早期発見対策を講じるとともに、防災センター等に情報共有する体制を構築しましょう。☞《メモ》⑧	<input type="checkbox"/>
	エ 防災センター等の職員もテナント内において火災の発生を想定した訓練を実施し、情報収集や伝達要領の確認を行いましょう。	<input checked="" type="checkbox"/>
災害時の対策	オ 防災センター等の職員は、自動火災報知設備の感知器が作動した旨を、放送設備等により、建物全体へ早期に伝達しましょう。	<input checked="" type="checkbox"/>
	カ 防災センター等の職員は、自動火災報知設備の感知器が作動した一報目で火点の早期確認をしましょう。	<input checked="" type="checkbox"/>
	キ 火元の部署やテナントは、火点を早期に確認し、防災センター等に出火箇所、逃げ遅れなどの情報を速やかに伝達しましょう。	<input checked="" type="checkbox"/>
	ク 防災センター等は、火災断定後、直ちに消防機関に通報するとともに、放送設備等により、火災の発生を建物全体に伝達しましょう。☞《メモ》⑨	<input checked="" type="checkbox"/>

込んでいるかどうかのチェック欄を設けている(表5)。

ア 平時の火災予防

大規模倉庫では、ひとたび火災が発生すると消火まで長時間を要し、被害が大きくなるおそ

れがあることから、まずは火災を発生させないための対策が重要となる。本ガイドラインでは、大規模倉庫における主な火災原因を踏まえた出火防止対策を示している。なお、この出火防止対策の内容については、倉庫業法に定める倉庫管

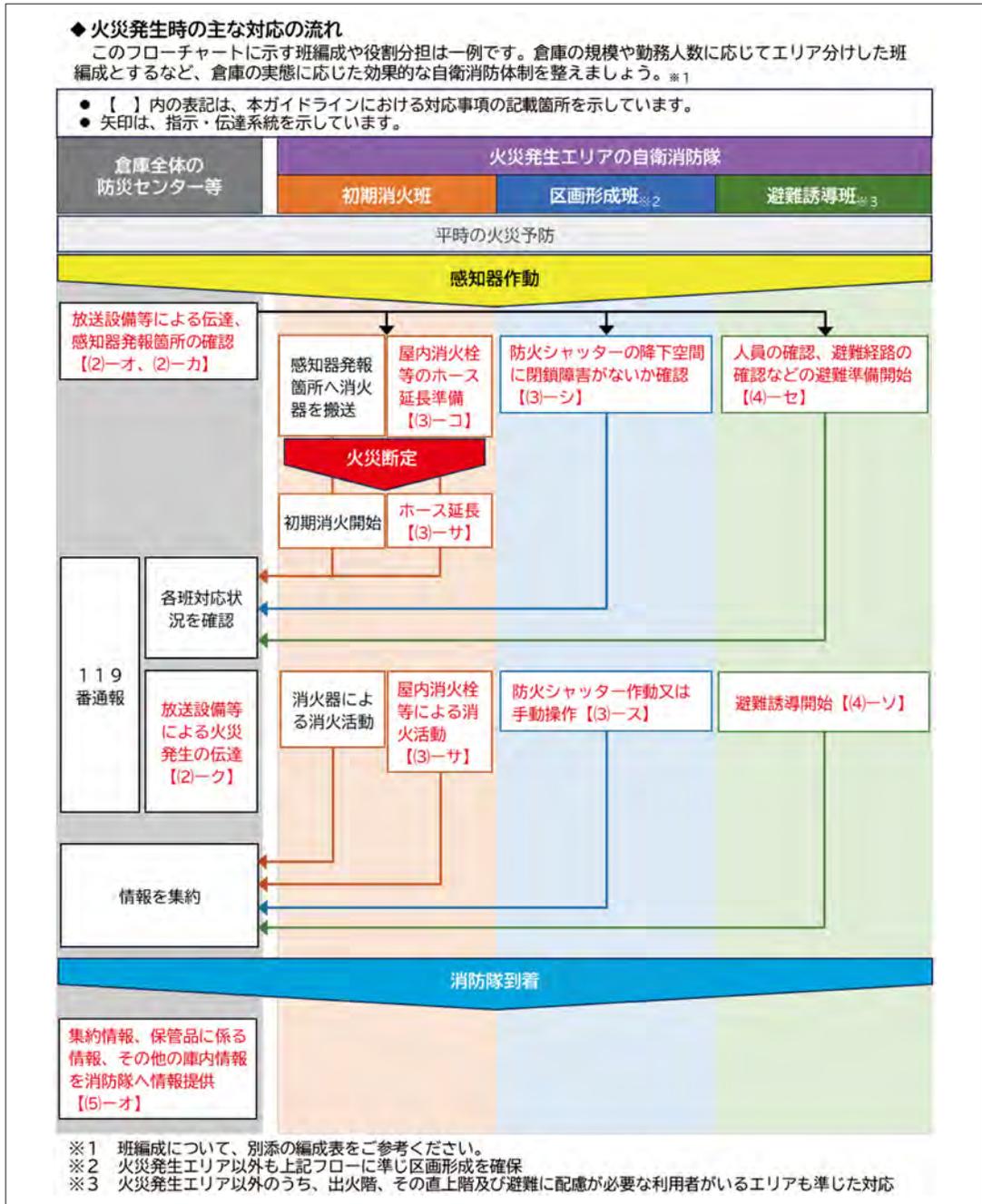


図1 フローチャート

理主任者が通常行うべき業務を取りまとめた「倉庫管理主任者マニュアル」(平成17年国土交通省策定)とも整合を図っている。

大規模倉庫での出火原因の割合は、図2に示すとおり、電気関係が約54% (調査時点) を占めており、特にマテハン機器※をはじめとした電気機器を数多く取扱う倉庫において、出火リスクがより高くなると考えられる。このため、電気関係の出火防止についてポイントを示している(例: メーカーが指定する充電器やバッテリーを使用する、照明器具や配線に接近して荷物を積み上げないようにする等)。

また、工事中の溶接・溶断など火花が発生する作業に伴う出火事例を踏まえ、工事関係の出火防止のポイントとして、火花の飛散する範囲内には保管物品を置かないようにすることや、移動できない保管物品には不燃材料によるカバーをすること等について示している。

さらに、可燃物及び危険物等の管理や、倉庫内のレイアウト変更等への対応について示している。

※物品の取扱いを人手に代わって行うなど、作業をサポートする物流システム機器(「マテリアルハンドリング機器」の略称)

イ 火災の覚知と情報共有

前掲アは火災の発生防止に関するポイントを示しているが、イ～オにおいては火災発生時の対応に関するポイントを示している。

近年、マルチテナント型と呼ばれる倉庫のほか、福利厚生施設が併設された倉庫など、同一

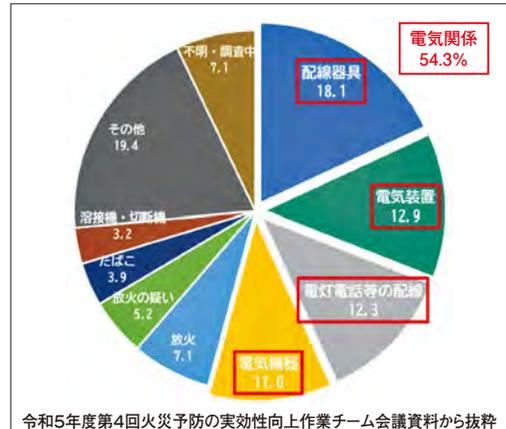


図2 倉庫(延べ面積1万㎡以上)の主な出火原因割合(2012年から2021年までの10年間)

建物内に管理権原者が複数存在する倉庫が増加しており、管理権原者間の連携不足等により迅速・的確な応急対策を行うことが困難になるおそれがある。

このため、事前の対策として、防災センター等を中心に各部署や各テナントを統括して管理する体制を構築することや、防災センター等との連携活動に関する事前計画の策定等について示している。

また、災害時の対策として、防災センター等からの指示や火災発生エリアからの情報が的確に伝達されるよう、防災センター等と各テナント等の対応の流れ、伝達する事項やタイミング等について示している(連携体制のイメージは図3のとおり)。

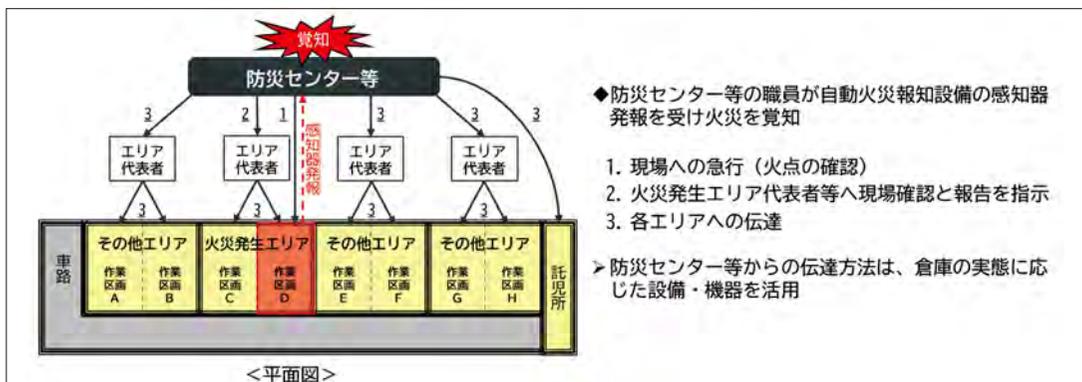


図3 連携体制のイメージ

表6 防火シャッター閉鎖障害チェックポイント

閉鎖に係る障害(例)	チェックポイント
・降下空間の物品等により閉鎖しない	・閉鎖の支障となる物品が置かれていないか
・ガイドレールの損傷、変形により閉鎖しない	・ガイドレールが損傷、変形していないか
・巻き上げ過ぎにより降下しない	・収納したカーテン部がケースに入り過ぎていないか
・シャフトや軸受けの歪みにより降下しない	・大きな地震が発生した後は、業者による点検を実施しましょう

ウ 初期消火・延焼拡大防止

近年、庫内作業の自動化のためにマテハン機器やロボットの導入が進み、それに伴い保管品による庫内の高密度化が進んできている。このため、火災発生直後の初動対応が遅れると急速に延焼拡大し、消防隊による消火活動が困難になるリスクが高まるおそれがある。また、マテハンの機器の配置等によっては、防火区画形成の障害となるとともに、避難経路が複雑化して、逃げ遅れが生じる可能性も考えられる。

このことから、事前の対策として、迅速かつ的

確な消火活動が可能となるよう、自衛消防体制の構築や、従業者が消火器・屋内消火栓設備等の設置場所を把握することについて示している。また、可燃物の多い倉庫においては、消火器のみならず、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備の活用が重要であり、従業者全員が操作に習熟するための訓練を実施することについて示している。加えて、延焼防止のため防火シャッターによる区画形成が必要不可欠であり、防火シャッターの降下を妨げる要因の排除や、定期的な点検の実施等を示している(表6)。



写真1 屋外避難階段からの避難訓練



写真2 屋内消火栓設備を使用した放水訓練



写真3 火災発見時の初動要領の掲示

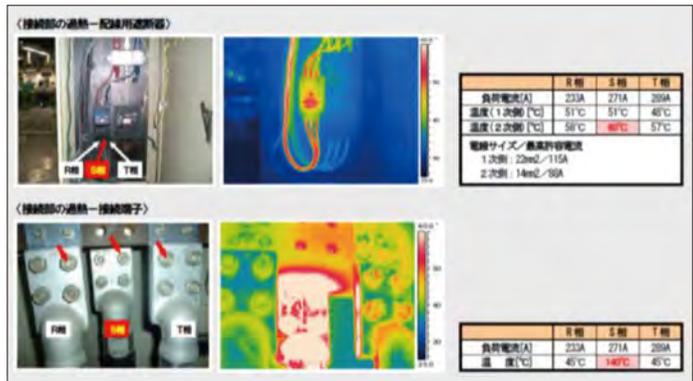


写真4 負荷の高い配電盤をサーモカメラにて点検

また、災害時の対策としては、消火器担当及び消火栓担当の従業者が直ちに消火活動を行うとともに、防火シャッターの閉鎖障害がないことを確認すること等について示している。

工 避難安全

近年の倉庫においては、物流に伴う作業(梱包や加工等)の一体的な実施や、従業者の福利厚生施設(託児所等)の併設等により、建物利用者



写真5 屋内消火栓設備周囲の物品放置禁止範囲の明示



写真6 床面に避難口への誘導表示を明示



写真7 防火シャッター降下空間の明示

[2] 提出書類の確認ポイントと例

<p>優先順位 1</p>	<p>安全データシート(SDS)</p> <p>※製品名と危険物の種別が分かること</p>	
<p>優先順位 2</p>	<p>危険物確認試験結果報告書</p> <p>※商品名と品名(危険物の種別)が分かること</p>	
<p>優先順位 3</p>	<p>製品ラベル</p> <p>※製品名と危険物の種別が分かること</p>	

写真8 商品情報の収集

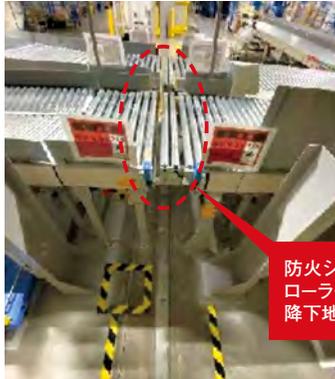


写真9 コンベアのシャッター連動設備

が増加する傾向にある。また、正規職員に加え、アルバイトや短時間労働者、外国人労働者等、建物利用者の属性が多様化していることから、迅速・的確な避難誘導の重要性が高まっている。

このことから、事前の対策として、平時からの避難動線の確保や避難計画の策定、避難訓練の実施などについて示している（例：床面にラインテープや塗装などの明示物を施すことや、マテハン機器と避難経路が交錯しないようにすること、避難責任者及びエリアリーダーを定めること、避難方向を示す明示物の多言語化やピクトグラムを活用すること等）。

また、災害時の対策としては、避難行動に支援を必要とする者がいるエリアでは自動火災報知設備の感知器が作動した一報目から避難準備を開始することや、避難責任者又はエリアリーダーは防災センター等から火災断定の伝達を受

けた際に的確に避難指示をすること等について示している。

オ 消防活動支援

インターネットショッピングの普及等により、倉庫内で保管する物品が多様多様になっており、危険物がそれと認識されないまま保管される場合もある。また、火災発生時、消防隊に保管物・収容物等の的確な情報提供がなければ、消火活動に支障をきたすおそれがある。

このことから、事前の対策として、火災発生箇所、逃げ遅れの有無、消防用設備等の作動状況、火災拡大状況といった一般的な情報のほか、火災発生エリア内のレイアウト、マテハン機器の停止状況、建物や区画の進入口、危険物等の保管物品に係る情報等を集約できる体制を構築することについて示している。

また、災害時の対策として、集約した情報等を適切に消防隊へ提供することや、排煙設備又は換気設備を活用した排煙等について示している。

(4)事業者の取組事例紹介

前掲(3)においては、近年増加する倉庫の特徴や火災リスクに応じた対策を示しているが、これらの対策の中には大規模倉庫で既に独自に取り組みされている事例を参考としたものもある。このように大規模倉庫の事業者が自ら取り組んでいる防火安全対策について、ガイドラインの末尾に掲載している。本稿では、その掲載内容の一部を紹介する（写真1～9）。

●おわりに

大規模倉庫の火災は、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらし、地域社会や物流インフラ全体に深刻な影響を及ぼすものとなる。過去の火災事例から得られた教訓として、設備の整備にとどまらず、日常的な防火管理の徹底と関係者間の連携が、火災被害を最小限に抑えるために不可欠であるという点があげられる。

今回策定されたガイドラインは、そうした教訓を踏まえ、倉庫の多様化・複雑化に対応し、事業者自らが主体的に取り組むための実践的な指

針として取りまとめたものである。

本ガイドラインを一つの契機として、事業者の方々が防火意識を高め、より安全で安心な倉庫運営を実現していくことが期待される。

大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン





令和7年度「こども霞が関見学デー」の開催

消防庁総務課

●「こども霞が関見学デー」について

「こども霞が関見学デー」は、平成8(1996)年度から毎年、文部科学省が「こども見学デー」の一環として実施しているイベントです。霞が関に所在する各府省庁等が連携し、子供たちを対象に事業説明や職場見学等を行うことにより、

子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、親子のふれあいを深めることを目的としています。各府省庁等の特色を活かし、小・中学生等を対象に様々なプログラムを設けて実施しています。

●令和7年度の開催について

今年度は8月6日(水)、7日(木)の2日間にわたって開催されました。消防庁では、「消防の仕事」を楽しみながら学び、身近に感じてもらうため、『消防士の仕事を体験してみよう!』と題し、東京消防庁協力の下、各種ブースを設けました。

今年度は新たなプログラムとして、先行車(電動トライク)に体験乗車し、写真撮影を行う「電動トライク乗車体験」を実施し、合計6つのプログラムを実地開催しました。

また、実地開催にご参加いただけなかった子供たちに向けて、消防の仕事や防災について学ぶことができるオンラインコンテンツも用意しました。

参加した子供たちは、各プログラムを通じて、普段体験することができない消防の仕事を体験し、目を輝かせ、楽しみながらも時折真剣な表情で学んでいました。

2日間の開催で、約370名の子供たちにご参加いただき、大盛況のうちに幕を閉じました。



総合受付の様子

災害に負けるな!～災害を疑似体験しよう～

VR*防災体験車によって、VR技術を活用し、火災、地震、風水害の防災訓練を体験するプログラムです。今回は、パナール空間における各災害の疑似体験を通じて、実災害の恐ろしさを知り、命を守る行動について学ぶことができました。子供たちは、リアルな映像・振動に思わず声を上げたり、手で頭を押さえたりと、VRを通して災害発生時の恐ろしさを感じ取っている様子でした。

※「Virtual Reality」の略で、仮想的な空間を現実であるかのように体験できる仕組み。



火事だ！火を消せ！

～消防服を着て、ホースと筒先で放水しよう～

消防服とヘルメットに身を包んだ未来の消防士たちが、放水体験を行うプログラムです。炎に狙いを定めて、放水による水圧に負けないようにしっかりと筒先を持ち、頼もしい姿で真剣に取り組んでいました。



命を救え！～心臓マッサージ、AEDを体験しよう～

心臓や呼吸が止まった傷病者を社会復帰に導くためには、バイスタンダー*による一次救命処置が非常に大切です。子供たちはいざという時のために、初動の対応、心臓マッサージの方法やAEDの使い方を学び、心肺蘇生法の一連の動作を体験しました。

※けが人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人。



リアルを体感せよ！～ARゴーグルで防災体験訓練しよう～

AR*ゴーグルを用いて、現実空間に仮想の火災を発生させ、手元のコントローラーを操作することにより、初期消火を体験するプログラムです。火災によって発生した煙が瞬く間に天井まで充満する映像が流れる中、子供たちは落ち着いて消火器による消火活動を行い、限られた噴射時間の中で無事消火することに成功していました。体験を通じて火と煙の恐ろしさについて学ぶことができました。

※「Augmented Reality」の略で、仮想の情報やコンテンツを現実世界に重ね合わせることで、現実を拡張し体験できる仕組み。



電動バイク乗車体験

電動バイクは、火災現場等への災害出動の際、道路が狭隘な地域でもいち早く現場に到着し活動にあたることを目的として、東京消防庁に配備されている車両です。このブースは、電動バイクに体験乗車し、消防士の目線を体感することができるプログラムです。消防服姿で乗車し思い出の1枚を撮影することができました。



東京消防庁音楽隊による演奏会(7日のみ)

中央合同庁舎第2号館1階アトリウムにおいて、東京消防庁音楽隊によるミニコンサートを開催しました。

「ミッキー・マウス・マーチ」、「マリーゴールド」や「ハローファイヤーマン」など、アンコールも含め全6曲をカラーガーズ隊の圧巻の演技とともに演奏していただきました。会場に響く音色に子供たちや保護者の方々のみならず、昼休憩中の総務省職員も聞き入っていました。



●オンラインコンテンツのご紹介

消防の仕事を学ぼう！

～女性消防士の動画を通じて消防の仕事学ぼう～

消防＝男性だけの仕事ではありません。現役の女性消防吏員が出演し、消防吏員の仕事について動画で紹介しています。

📄 https://www.fdma.go.jp/relocation/josei_shokuin/special/movie.html



こどもぼうさいランド

～クイズ形式で災害について学ぼう～

幼年から小学校低学年の子供たちを対象とした、災害についてクイズ形式で学ぶことができるサイトです。

📄 <https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>



わたしの防災サバイバル手帳

～クイズ形式と図解で災害について学ぼう～

大災害が発生した場合、どんな混乱が待ち受けているのか、救援が来るまでのあいだを生き抜くための知識を、クイズや図解を交えて親しみやすい内容として、楽しみながら学習できるようにしている「防災を身近に感じてもらうためのハンドブック」です。

📄 <https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/activity/education/bousai/survival/>



●おわりに

本イベントにおいては、多くの子供たちにご来場いただき誠にありがとうございました。

消防庁では今後も、子供たちに消防の仕事について理解を深めてもらえるよう広報活動を行ってまいります。

全国消防イメージキャラクター「消太」と電動トライク





住宅用火災警報器の設置率等の調査結果 (令和7年6月1日時点)

消防庁予防課予防係 高木亮二

● 調査結果の概要

消防庁では、消防法及び市町村の火災予防条例により設置が義務付けられている住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の全国の設置率等について、令和7年6月1日時点の調査結果をとりまとめました。

設置率	84.9% (令和6年6月1日時点 84.5%)
条例適合率	65.8% (令和6年6月1日時点 66.2%)

※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一カ所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合です。
 ※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備等の設置により住警器の設置が免除される世帯を含む。)の全世帯に占める割合です。

● 住警器の都道府県別の設置率等について

福井県の設置率(94.0%)、条例適合率(83.8%)が最も高く、一方、沖縄県の設置率(65.4%)と

高知県の条例適合率(41.0%)がそれぞれ最も低くなっています(図1、表1参照)。

● 住警器の設置からの経過年数等について

すべての住宅で住警器の設置が義務化された平成23年6月から、本年6月で14年を経過し、

義務化までに設置された住警器は設置から10年を超えていることから、今後、電池切れや電子部

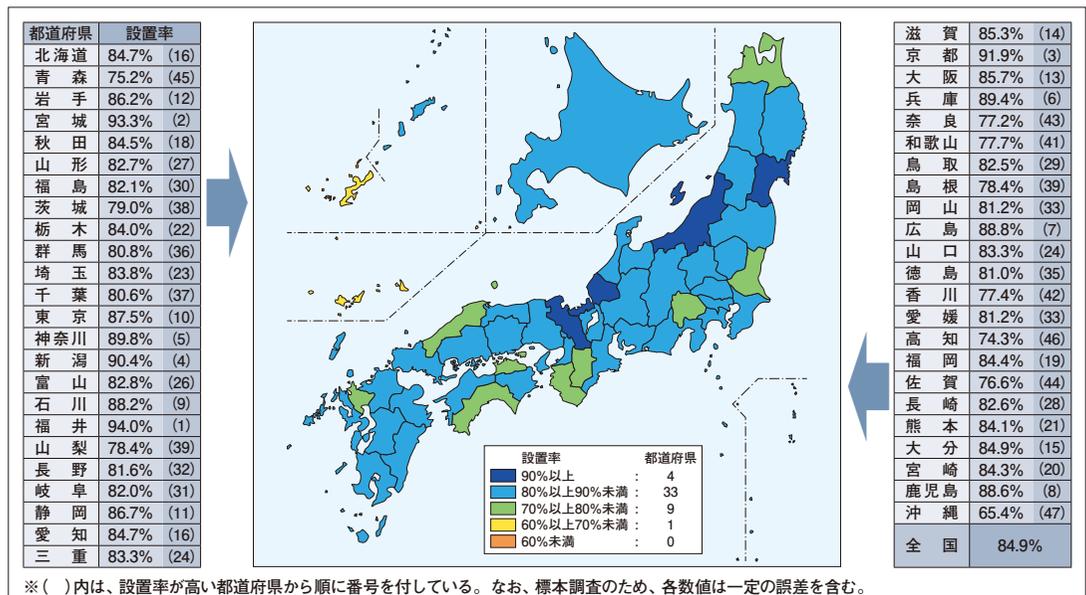


図1 都道府県別住宅用火災警報器の設置率(令和7年6月1日時点)

表1 都道府県別住宅用火災警報器の条例適合率(令和7年6月1日時点)

北海道	68.5%	(16)	栃木	71.9%	(7)	福井	83.8%	(1)	大阪	70.5%	(12)	徳島	66.6%	(25)	宮崎	67.2%	(19)
青森	54.4%	(44)	群馬	66.8%	(22)	山梨	64.5%	(28)	兵庫	70.9%	(9)	香川	55.6%	(41)	鹿児島	77.9%	(2)
岩手	66.5%	(24)	埼玉	70.9%	(9)	長野	61.4%	(33)	奈良	58.2%	(37)	愛媛	70.6%	(11)	沖縄	54.6%	(43)
宮城	72.2%	(6)	千葉	61.8%	(32)	岐阜	63.1%	(29)	和歌山	62.1%	(30)	高知	41.0%	(47)	全 国	65.8%	
秋田	67.2%	(19)	東京	55.5%	(42)	静岡	71.0%	(8)	鳥取	46.4%	(46)	福岡	70.5%	(12)			
山形	67.9%	(18)	神奈川	73.5%	(3)	愛知	66.3%	(27)	島根	53.8%	(45)	佐賀	57.8%	(38)			
福島	62.0%	(31)	新潟	73.0%	(4)	三重	66.8%	(22)	岡山	69.8%	(14)	長崎	57.5%	(39)			
茨城	60.2%	(34)	富山	59.8%	(36)	滋賀	59.9%	(35)	広島	68.3%	(17)	熊本	56.8%	(40)			
			石川	72.6%	(5)	京都	67.1%	(21)	山口	69.7%	(15)	大分	66.7%	(24)			

※()内は、条例適合率が高い都道府県から順に番号を付している。なお、標本調査のため、各数値は一定の誤差を含む。

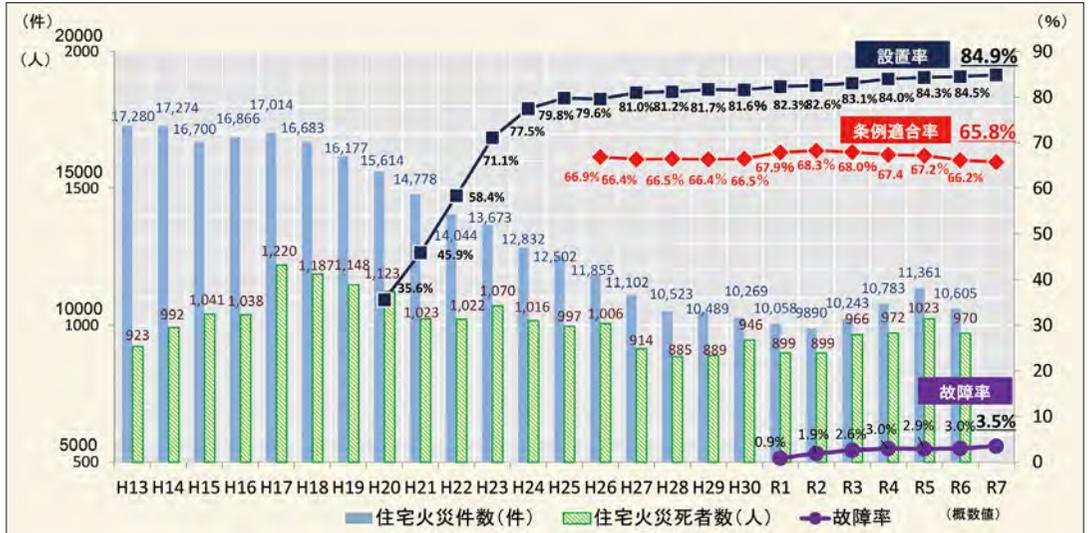


図2 住宅用火災警報器の普及と住宅火災の現状

品の劣化等による故障が増えるものと予測されます。設置から10年を経過した住警器の割合を調査したところ、全国で32.2%でした。

●傾向と今後の取組

我が国における住宅火災件数及び住宅火災による死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成18年以降、おおむね減少傾向にあり、住警器の普及促進をはじめとした住宅防火対策に一定の効果が現れていると考えられます(図2参照)。

住警器の設置状況については、全国平均値で約8割、条例適合率が7割弱となっている一方、設置率や条例適合率が低い地域も見られます。また、火災時に住警器が適切に作動するよう定期的な点検を通じて、本体の交換等を推進していく必要があります。

消防庁では、特に住宅火災による被害が拡大

また、本調査時に作動確認を実施した住警器のうち、電池切れや故障が確認されたものが3.5%ありました(図2参照)。

しやすい高齢者世帯をはじめとした未設置世帯等への住警器の設置、適切な維持管理、設置から10年を超えた住警器の交換について、消防機関、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる団体と連携した取組を進めているところです。

なお、本体交換の際には、各世帯の住宅の構造や世帯構成に応じて、火災にいち早く気づくことができる連動型住警器、ガス漏れや一酸化炭素の発生など火災以外の異常を感知して警報する機能を併せ持つ住警器、音や光を発する補助警報装置を併設した住警器など、付加的な機能も併せ持つ機器などへの交換を推奨しています。



令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果について

消防庁予防課予防係 櫻川成大

消防庁では、令和6年中に発生した火災のうち、製品(電気用品、燃焼機器及び自動車等)の不具合によるものと消防機関により判断された火災(以下「製品火災」という。)に関する調査結果を令和7年7月1日に公表した。ここでは、その概要について解説する。

●はじめに

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められているところである。このような状況を踏まえ、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されて以降、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重

要課題としてより一層推進されてきた。消防庁においても、電気用品、燃焼機器及び自動車等といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策に継続して取り組んでいる。

●製品火災の件数

令和6年中に発生した製品火災の件数^{※1}は表1のとおりである。なお、令和6年中に発生

した製品火災において、死者が発生したものはない。

表1 令和6年中に発生した製品火災の件数

	電気用品	燃焼機器	自動車等	全体
製品火災 ^{※2}	155	20	19	194
(参考)使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災ではないが、製品発生か否か特定に至らなかった火災	712	67	297	1,076

※1 令和7年5月31日時点の速報値。この件数のほかに、令和6年中に発生した製品火災のうち、消防機関が調査中のものが90件ある。以下同じ。

※2 使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。以下同じ。

●最近5年間における製品火災件数の推移

製品火災の最近5年間における各件数の推移は図1のとおりである。製品種別ごとの製品火

災件数を比較すると、例年、電気用品の製品火災が多く発生している。

●電気用品、燃焼機器及び自動車等に係る各製品火災結果等

電気用品、燃焼機器及び自動車等に係る各製品火災の結果は以下の消防庁ホームページ(消防庁製品火災情報)に掲載のとおりである。ま

た、社告(リコール)情報については、[経済産業省](#)及び[消費者庁](#)が発信するリコール情報サイトより閲覧が可能である。



図1 製品火災件数の推移

●令和6年中に発生した製品火災の傾向と対策

令和6年中に発生した製品火災のうち電気用品においては「バッテリー」に関する火災が多く発生しており、155件のうち79件がバッテリーに起因する火災であった。

また、燃焼機器においては20件のうち14件が「ガストーチバーナー」による火災であった。

こうした製品火災に関しては、電気用品購入の際にPSEマークが付いていることを確認※3する。また、燃焼機器のうちガストーチバーナーについては、接続部等からのガス漏れがないか等を確認してから使用するなどの対策が有効である。

※3 バッテリーのうち、特に火災の危険性が高いリチウムイオン蓄電池を含め、100Vコンセントに接続して使用されるほとんどの民生用の電気用品については電気用品安全法に基づく安全規格への適合とその旨の表示(PSEマーク)が義務付けられている。



図2 ガストーチバーナーに関する注意喚起

●今後の製品火災への取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要である。

消防庁では、製品火災に関する調査結果を公

表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や鑑識等の技術支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進している。

今後も継続して関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めていく所存である。

視点

本稿では、令和6年7月30日に開催された「令和6年度消防法令違反是正事例発表会（全国消防長会北海道支部）」における講演内容を基に、行政権限不行使が違法と判決された例を取り上げながら、消防機関が取りうる対抗手段について紹介する。

弁護士 木下尊氏

消防法上の代執行について

はじめに

行政権限不行使が争点となった大阪地裁判決昭和49年4月19日（判例タイムズ318号284頁）は、造成宅地の擁壁の崩壊による家屋の損壊、居住者の死亡等の事故につき、遺族らが行政庁（県）に対して損害賠償を求めた事例である。大阪地裁は、「本件事故発生当時には、擁壁はきわめて不完全な状態にあり、これを放置するときは崩壊するおそれが著しく、もし崩壊すれば下部住宅地の家屋のみならず、その居住者の生命にも危害が及ぶ危険のあることは明らか」であるとしたうえで、宅地造成等規制法の趣旨目的に照らすと、「その状態はまさに擁壁につき所有者らに対し同法16条所定の改善命令を発し、行政代執行法による代執行の措置によつてでもその命令の実効を期し、危険を除去すべき場合に当たるとみるのが相当であり、兵庫県知事がこれをしなかったのは著しく合理性を欠き、違法であるというべきである」と判示し、県に対して損害賠償を命じた。

宅地造成等規制法が改正された宅地造成及び特定盛土等規制法第1条には、「この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」と規定されており、消防法の目的（同法第1条）と類似していることに注目す

る必要がある。すなわち、裁判所は、これまでの行政権限不行使を巡る国家賠償請求訴訟（筑豊じん肺訴訟、関西水俣訴訟等）では、生命、身体及び健康上の重要な利益については、法令の目的を柔軟に解して作為義務の発生を認めて、行政の責任を肯定する判断を積み重ねているので、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とする消防法についても、今後、前掲大阪地裁判決のように、行政上の代執行の不行使を違法とする判断が示される可能性は否定できない。このような法的リスクを念頭に置きつつ、消防機関の手により実力をもって消防法違反等の是正を確実に実現できる唯一の法的手段である代執行について触れることにする。

代執行の要件について

まず、行政上の強制執行に関する一般法である行政代執行法（以下「法」という。）第2条には、代執行について以下の4要件が規定されている。

- (1)法律・政省令・条例により直接発生する義務または法律に基づく処分によって命ぜられた義務であること
- (2)代替的作為義務（他人が代わって履行できる作為義務）であること
- (3)他の手段によってその履行を確保することが困難であること
- (4)義務の不履行を放置することが著しく公益に反すること

令和6年度消防法令違反是正事例発表会講演

消防法上の代執行について

令和6年7月30日

弁護士 木下 尊氏

令和6年度消防法令違反是正事例発表会(全国消防長会北海道支部)での講演の様子(令和6年7月、北海道札幌市)

一方、消防法は、「措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合で、履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき」(同法第3条第4項、第5条第2項、第5条の3第5項等)という行政代執行法の特則を定めており、行政代執行法の前記4要件のうち(3)及び(4)の2つの要件が緩和されているので、一般の代執行よりもハードルが下がっているといえる。

次に、消防法上の代執行の対象となる義務は、消防法に基づく措置命令によって命ぜられた具体的な義務のうち、代替的作為義務に限定され、非代替的作為義務(例えば、同法第4条第1項に基づく資料提出命令・報告徴収による資料・報告等の提出義務)や不作為義務(例えば、同法第5条の2第1項に基づく防火対象物の使用禁止命令)は、代執行の対象とはならない。

また、消防法上、①屋外物件等の除去命令による除去義務(同法第3条第1項)、②防火対象物の改修・除去命令による改修・除去義務など

(同法第5条第1項)、③防火対象物の物件等の除去命令による除去義務(同法第5条の3第1項)のほか、理論的には、④消防用設備等の設置・維持命令による設置維持義務も代執行の対象となり得るが、④については、工事の技術性や選択肢の多様性、工事にかかる日数、工事の管理の困難性等の理由から、現実には代執行は困難といわれている(関東一著「新版・消防法の研究」679頁)。

代執行の手続について

代執行における最初の手続として戒告がある(法第3条第1項)。戒告とは、行政庁が義務者に対し、相当の期間を定め、その期限までに履行をなされないときは代執行をなすべき旨をあらかじめ文書で通知する行為であるが、戒告は要式行為であることから、文書によらない戒告は無効となる。

そして、義務者が戒告において指定された期限までに義務を履行しないときは、代執行令書をもって、代執行の時期、代執行の責任者の氏

名および代執行の費用の概算による見積額を代執行令書により通知することが必要となる(法第3条第2項)。代執行令書も要式行為であることから、書面によらない代執行は無効となり、代執行令書に記載された日時に代執行が行われなかった場合には、あらためて代執行令書を発布しなければならない。

代執行のために現地に派遣された執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない(法第4条)。

代執行に要した費用については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し文書をもってその納付を命じなければならず(法第5条)、代執行に要した費用の徴収については、国税滞納処分(督促→差押え→換価→換価代金等の配当)の方法により行われる(法第6条)。

消防法に基づく代執行について

消防法第5条に基づく代執行は、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置を命令内容とし、代執行については同条第2項が同法第3条第4項を準用し、命令不履行等の場合は、前述した「代執行の要件について」の(3)及び(4)の2つの要件が緩和され、行政代執行法の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

一方、消防法第5条の3に基づく代執行については、名宛人に対して物件の除去命令をした場合は、消防法第5条と同じであるが(同条第5項、同法第3条第4項)、名宛人を確知できず、除去命令ができない場合は、物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者の負担において、当該消防職員に、当該物件について第3条第1項第3号又は第4号に掲げる措置をとらせることができる(略式代執行)(同条第2項)。この場合、緊急の必要があると認めるときは、公告は不要となる(即時代執行)。

また、略式代執行又は即時代執行を行った

場合は、当該物件の保管義務があるが(同条第3項)、「保管」の手續に関しては災害対策基本法第64条第3項から第6項までを準用している(同条第4項)。この結果、保管にかかる費用は強制徴収できるが(災害対策基本法第64条第5項により法第5条、第6条を準用)、保管の前段階で除去等の措置自体に要した費用は強制徴収できないことに注意する必要がある。

行政代執行に対する救済手續について

戒告や代執行令書の通知は行政処分と考えられており、裁判例でも、戒告や通知が取消訴訟の対象となることが認められている(東京地裁判決昭和48年9月10日民事判例集24-8・9-916他)。ただし、義務者が裁判所に取消訴訟を提起しても、係争処分は有効と扱われ、その後の手續が進行するため(行政事件訴訟法第25条第1項、行政不服審査法第25条第1項)、義務者としては、執行停止をセットで申し立てることになる(行政事件訴訟法第25条第2項、行政不服審査法第25条第2項)。

代執行の実施に伴う実力行使の可否について

北海道農務部の職員らが、家畜伝染病予防法第17条第1項に基づく馬伝染性貧血の患畜の殺処分命令に基づく代執行に伴い、牧場主らが入口に張った有刺鉄線を撤去したり、椅子に座って抵抗する者を排除した事案について、札幌地裁は、「その実行性を確保するために、代執行の実行に際してこれに対する妨害や抵抗があった場合に、それらを排除するためにやむを得ない最小限度の実力を用いることは、代執行に随伴する機能として条理上認められる」と判示した(札幌地裁判決昭和54年5月10日訟務月報25巻9号2418頁)。実際に消防法上の代執行の実行にあたり、義務者からの妨害や抵抗が予想される場合には、実力行使は極力回避し、警察官に現場への臨場を求め、抵抗する義務者を公務執行妨害罪(刑法第95条第1項)等で現行犯逮捕あるいは義務者に対して処罰の対象となる旨を通告する等の協力を求めることが望ましいと考える。

代執行に要した費用の範囲について

代執行に要した費用の範囲には、代執行の実行に要した一切の費用のほか、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償費をいい、代執行に伴う物件の運搬及び保管に要した費用はこれに含まれないとされている(違反処理標準マニュアル26頁)。この点、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8第4項に基づき、廃棄物の適正処理のための改修(工事)命令の代執行にあたり、いかなる改修工事を行うかという調査に要した費用を「代執行に要した費用」(法第6条第1項)ではなく、後述する事務管理(民法第697条第1項)によって請求したことが認容された裁判例がある(名古屋地裁判決岡崎支部平成20年1月17日判例時報1996号60頁、名古屋高裁判決平成20年6月4日判例時報2011号120頁)。

代執行の方法や物件の保管に係る注意義務の程度について

代執行の終了後、義務者に対し、代執行費用納付命令書により代執行費用を徴収し、義務者が納入に応じない場合は、さらに督促状を発送したうえ、保管している物件を差押え、公売又は随意契約による売却などの換価措置をとり、代執行費用に充当することができるが、代執行の方法や物件の保管に関しては、以下のような裁判例が参考になる。

- ・代執行の方法が社会通念上全体として不適切なものと認められない限り、行政庁の合理的裁量に委ねられているとして、その過程で船舶などの財産に何らかの損傷が生じても国家賠償責任は生じない(東京高裁判決平成17年10月5日)。
- ・取用地と非取用地にまたがって存在する1棟の建物の全部を解体撤去した代執行について、1棟の建物の一部を撤去することが建物全体の効用を著しく損ない、建物構造上も残存建

物を維持することが危険であり多額の補強・補修費を要すると認められる場合には適法である(福岡地裁判決昭和48年9月11日訟務月報20巻2号38頁)。

行政代執行の法的性質には、民法上の「事務管理(義務なく他人のために事務の管理を行うこと)」(民法第697条)を含むと考えられる。この点、「事務管理」は委任における善管注意義務の規定(民法第644条)を準用していないが、通説は、事務管理の管理者は善管注意義務(行為者の属する職業や社会的地位に応じて通常期待されている程度の抽象的・一般的な注意義務)を要するとしている。また、違反処理標準マニュアル(26頁)には、「代執行によって生じた解体材や搬出動産等については、代執行実施作業の開始前又は終了後に、所有者に引き取るべき旨を通知し、かつ、所有者の占有、管理できる状態におけば、行政庁は、原則としてその保管義務を免れるものと解すべきであろうとされている」とのコメントがあるが、当該物件の種類・性質によっては善管注意義務との関係でより慎重な対応が求められることがあろう。

今後の違反是正に係る代執行に向けての必要な準備について

今後の代執行に向けては、①代執行の実行・保管に係る予算措置、②代執行マニュアル(書式・人員配置等)の作成、③マニュアルに基づくシミュレーションの実施が必要となるほか、④空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家に係る行政代執行の調査・研究等が参考になる。全国的に違反是正命令の発出件数は増加している中、命令不履行の場合には刑事告発をすることによって違反処理が消防機関の手を離れたと安易に考えるのではなく、危険性の高い違反防火対象物については、代執行の要否についても並行して検討する意識を持つことが求められる。



エッセイ

父から消防のバトンを 引き継いで

消防団等充実強化アドバイザー 山本みゆき

子どもの頃、夜中に電話が鳴ると「火事だな」と思いました。家族全員が起き出して、父は淡々と消防団の活動服に着替え、とび口や懐中電灯など持ち物を冷静に確認。その間、母は父を送るための車を玄関につけて待機。

時々、火災の大きさにおろおろする母に、父は「慌てるな。俺が行かなくても火は消える」と言ってい

ました。

私は「行ってらっしゃい」と両親を見送り、留守番。鎮火の電話を受けるのは、自然と私の役目になっていました。

父は、現場に一番長くいる人、とよく言われていて、特に団長になってからは最後の消防車両を見送り、団員の無事を見届けて帰宅することがルー



ティンでした。

消防団は、父の生きがいだったと思います。

消防は男性社会と思っていた私が「女性消防団員」というまだ聞き慣れていなかった響きに憧れたのは、そんな父を見ていたからかもしれません。

平成16年10月1日、阿見町消防団女性部が発足した時、団員のひとりになっていました。当時は10代から50代の女性が22名入団し、「女性ならではの活動」を模索する日々。最初の活動は、全国女性消防操法大会に茨城県代表で出場したことでした。ここでの厳しい訓練が、消防団員としての自覚と、消防はチームワークだということを叩き込んでくれたと思います。それまで趣味はひとり旅、とにかくひとりで過ごす時間を好んでいた私にとって、大人になってから「チームワーク」を学ぶことは思いがけず自分自身を見つめ直す機会にもなりました。

操法大会の結果は、団体では10位の優良賞、個人では指揮者の私が優秀選手賞をいただきました。消防団員歴の浅い私は、個人賞の受賞に実感かわかず、父が一番喜んで男泣きをしていた姿は、今思い出しても涙が出てきます。

父の生きがいが私のやりがいになりました。

操法大会が終わり、燃え尽き症候群になる間もなく、日本消防協会主催の「消防団幹部候補中央特別研修」に2泊3日で参加をしました。日本全国から集まってくる女性消防団員の勢いにモチベーションが上がり、講義の中でアメリカの防火教育を学んだことは女性団員の活動に弾みをつけました。

私が子どもの頃に学んだ防火教育は「火は危ないから火遊びはしてはいけない」や「花火は大人と一緒にしよう」という程度のものでした。それがアメリカでは、火災に遭った時、避難する方法を自ら考えて行動するための訓練を子どもの頃から受けていることに衝撃を受けました。

そして、このアメリカの防火教育を私たちの新しい活動の軸にしたいと思いました。当時、講師を務められた長谷川祐子先生は横須賀米軍基地に勤務をされていたので、阿見町の女性団員にも同じ研修を受けさせてほしいと団長や事務局にお願いしました。

米軍基地に入るために消防団事務局は大変ご苦労されたと言いましたが、その甲斐あって、団員全



員で新しい活動の目標を共有できました。研修の熱が冷めないうちに、阿見町オリジナルの子ども向け防火教室のシナリオや小道具の作成を開始。ここでは保育士の団員の経験や視点が大きい役立ち、彼女たちが中心となり作業を進めました。また、高齢者への防火教室では介護職の団員のアドバイスを聞きながら、バリエーション豊かな教室を展開していきました。様々な職業人の集まる消防団の強みを感じる活動でした。

2011年3月11日、東日本大震災が発生しました。東北が甚大な被害を受け、連日その様子が報道される中で、隠れ被災地といわれた茨城も大きな被害を受けました。

私自身は住んでいた家が傾き、引越しをしたり、勤務していた実家の割烹も営業ができなくなるほど被災し、その対応に追われる日々でした。本来なら災害後の消防団員の活動をしたいと思いながら、現実には自分の生活を立て直すことで精一杯でした。

東日本大震災の経験は、今後の消防団員に課される役割の大きさを痛感するものでもありました。そこで今、自分たちができることは何かと考え「防

災士を目指す」と決めて数名の団員と共に資格を取得しました。

そして、今後起こり得る大規模災害への備えを住民に伝えたいと思い、非常時持出品の実物を集め、リストを作成し、地区防災訓練の一環として講話を実施しました。

近年、災害が激甚化し、また頻発していることを考えると、災害対策により敏感になるための啓発活動が必要と実感します。

私は現在、総務省消防庁 消防団等充実強化アドバイザーとして、全国の消防団の研修会等で自分の経験に基づいた活動事例を伝えています。昨年までは、父もアドバイザーを務めていました。年々、消防団員数が減少する中で、女性団員数は増加を続け、その活動内容は多岐にわたって期待されるものでもあります。これまでの活動に加え、新たな活動の提案やバックアップなどサポートをしながら全国に女性団員のネットワークを作りたいと思っています。

消防は私のライフワークとなり、生きがいになっています。

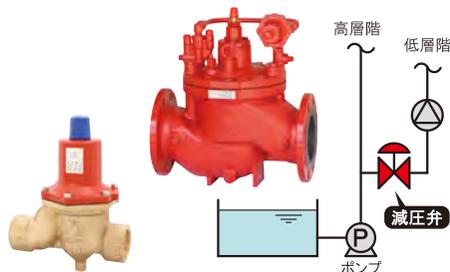
消火設備 送水圧力 自在です。

(一財)日本消防設備安全センター型式認定品 認定番号 減圧弁:VA-047号 一次側圧力調整弁:VA-048号
VA-102号
VA-107号

屋内消火栓、スプリンクラ消火設備に最適。

減圧弁

過大・変動圧力を
減圧で希望の圧力に調整。



呼び径 40・50/CAC製

一次側圧力調整弁

過大・変動圧力を
放出で希望の圧力に調整。



呼び径 40~150/10K・16K・20K/FC・FCD製 圧力計付も対応



流れ・ビューティフル
株式会社



URL : <https://www.venn.co.jp>

本社 〒231-0013 神奈川県横浜市中区住吉町3-30

TEL. 045(227)5241 FAX. 045(227)5234

営業所 東京/西関東/東関東/北関東/関越/新潟/仙台/盛岡/札幌
大阪/岡山/名古屋/静岡/金沢/広島/福岡/沖縄

ISO9001

認証工場

岩手工場/相模原工場

日本消防設備安全センターでは各種オンライン講習を実施中。

〈以下受講を受付中の講習種別〉

- ・ 消防設備士法定講習
- ・ 第1種、第2種消防設備点検資格者再講習
- ・ 防火対象物点検資格者再講習
- ・ 防災管理点検資格者再講習



消防設備士
オンライン講習
専用サイト



各種点検資格者
オンライン再講習
専用サイト

第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国で紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



継続を力に! 小規模雑居ビルに対する取組 〈20回目の夜間一斉合同査察〉

川崎市消防局予防部査察課

背景

平成13年9月1日の新宿区歌舞伎町雑居ビル火災では、小規模なビルであったにもかかわらず、多くの死傷者が発生した。階段室の物件存置等防火管理が不適切であったこと、直通階段が一つで避難経路を効果的に確保することができなかったこと、堅穴区画を構成する防火戸が閉鎖しなかったこと、関係機関が連携し、雑居ビルの状況を的確に把握する必要があることなどが課題として指摘された。

そこで当局では、上記事項に対し、関係機関との連携のもと総合的な対応を図るため、同年11月に当市関係部局(消防、建築、建設及び衛生)及び警察機関(以下「関係機関」という。)で構成する「川崎市雑居ビル対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)、平成15年2月に行政区ごとに区役所や警察署、消防署等で構成する「地区

雑居ビル対策連絡協議会」を設立した。そのうえで、小規模雑居ビルへの夜間一斉合同査察(以下「合同査察」という。)を行うなど防火安全対策を徹底することとして早、20余年が経過した。

※小規模雑居ビルとは、次の要件を全て満たす防火対象物という。

- ①防火対象物の3階以上の階が、消防法施行令別表第1(2)項又は(3)項に掲げる用途に供されているもの
- ②直通階段が一つのみ設けられているもの
- ③消防法第8条の2の規定が適用されるもの

小規模雑居ビルに対する防火安全対策

①協議会を設置して組織的な連携強化

関係機関で構成する協議会を設置し、要綱を定め、消防局予防部長を座長に、関係機関の課長級職員を委員として毎年1回以上会議を開催している。会議では、小規模雑居ビルの抱える課題や問題、所管事務の近況、年度内の活動内容等について検討、忌憚のない意見交換等を通じて顔の見える良好な関係を築き、連携の強化や情報の交換を行っている。

②合同査察の実施

合同査察は平成15年9月から消防が主体となって実施している。関係機関の職員が数班に分かれ、小規模雑居ビルが活気づく夜間に無通告で立ち入り、各機関が所管する法令の遵守状況を確認しており、消防では廊下、階段等避難上必要な施設の状況や防火戸及びその周辺の状態等を重点的に検査している。また、検査の際、物件存置による避難障害や防火戸の閉鎖障害等



ピクトグラムを活用したステッカー



合同査察の様子



査察課員一同

の消防法令違反を未然に防止するため、ピクトグラム付きのステッカーを防火戸等へ貼付するよう防火対象物の関係者への依頼や、後に説明する危害防止説明会の開催を案内している。

20回目の実施となった令和6年度の合同査察は、総勢141名で155対象の査察を行い、消防署では階段や廊下における物件存置等120件の消防法令違反を通知した。

これまでに査察した防火対象物は、通算で約2,400対象、通知した消防法令違反は約1,600件、是正率は令和6年12月1日時点で、99.8パーセントとなっている。

③関係者等を対象とした危害防止説明会

平成23年2月から、小規模雑居ビルの所有者やテナントの関係者等向けに火災予防対策や衛生上の留意事項、広告や建築基準法上の遵守事項、犯罪抑止対策などについて関係機関の職員が参加者に直接、語り掛け、情報提供を行い、安全対策、危害防止の強化につなげている。また、アンケート調査を通じて参加者の意見や要望等を聴取し次年度の参考としている。

成果

- ①関係機関との連携により、建築基準法、食品衛生法など消防法令以外の法令違反に対する総合的な是正指導が可能となった。
- ②関係機関相互に所管業務を理解し合えるようになった。
- ③合同査察の結果による消防法令違反は高止まりの傾向にあるものの、そのほとんどが短時間

に是正されるようになった。

- ④社会的な影響のある火災が発生した際に、協議会の枠組みを活用することで、緊急点検を円滑かつ短時日に実施することができた。
- ⑤協議会を通じて構築された良好な関係により、その取組を超えた火災予防広報への協力等についても依頼することが容易となった。

今後について

以下の項目を検討し、更なる小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底を図ることとしている。

- ①地域特性を踏まえて、過去の合同査察を統計的に分析しフィードバックする。
- ②繰り返される消防法令違反の原因等を究明し、再発防止対策の検討を行う。
- ③町内会や商店街等の地域団体を通じて、消防法令違反を発生させない環境づくりをする。

取組にあたって

長年の取組への評価に対する大きな喜びと誇りを感じるとともに、これまで以上に責任ある活動が求められていると受け止めています。

テナントの入れ替わりが早く、構造上のリスクも高い小規模雑居ビルにおいては、継続的な関与と関係機関との連携が不可欠であると考えています。今年で21回目を数える合同査察を通じて築き上げた信頼関係と経験を礎に、地域に根ざした現実的で効果的な予防業務を展開し、安全・安心なまちづくりの一翼を担っていく所存です。

第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国で紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



半導体工場に関する消防行政実務研究会の発足

四日市市消防本部 予防保安課 岩崎文宏

はじめに

四日市市は三重県北部に位置し、西には鈴鹿山系、東には伊勢湾を望む温暖な地域で、古くから東海道の宿場町として栄えてきた。その後、昭和30年代に入り、石油化学工場などの進出により、産業都市として急速に発展し、3地区にわたる大規模なコンビナートを形成している。現在、市の臨海部は石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

さらに、四日市港や高速道路といった物流インフラの利便性により、半導体産業や自動車産業を含む多様な企業が集積している。

今回、半導体工場が管轄区域内にある北上地区消防組合消防本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部および四日市市消防本部の3消防本部(以下、「参加消防本部」という。)が連携し、「半導体工場に関する消防行政実務研究会」を発足させた。本稿では、その取組を紹介する。

背景

半導体は、近年需要を増す情報処理や通信技術の高度化に不可欠である一方で、高集積化や省電力化を目指す企業・国家間による開発競争の激化に伴う地政学的リスクの高まりも見せている。

このようななか、国は経済安全保障推進法に基づき、半導体産業の強化を図るため、既存施設の生産能力増強や新規施設の建設を全国で促進している。

課題

参加消防本部の管轄区域には、メモリ半導体やパワー半導体を製造する大規模な半導体工場が立地している。数千人規模の従業員が勤務する工場内部には装置が整然と配置された、複数階にわたる無窓の大空間(クリーンルーム)が存在する。クリーンルームに設置される半導体製造装置では特殊なガスや危険物(少量危険物を含む。)が取り扱われており、災害が発生した場合には拡大する危険性をはらんでいる。

上記のとおり半導体工場は基本的に消防法の危険物施設に該当する。半導体製造装置は国際工業規格「SEMI規格」のガイドラインに準拠しているが、これは消防法令の基準とは必ずしも一致しておらず、日本国内での使用に際して改造を要するケースもあり、継続的な操業に対し、影響を与える可能性がある。



研究会の様子

研究内容



半導体工場における消防法の規制



半導体工場における防火防災体制



その他半導体工場に係る
消防行政全般に関すること

そこで、経済安全保障の根幹である半導体産業の継続的な発展を支えるとともに、適時適切な予防行政の推進には、他都市の事例や取組の共有が有効であるという共通認識のもと、自治体の枠を超えた「半導体工場に関する消防行政実務研究会」を令和6年3月に発足させた。

研究内容

令和6年3月に第1回、令和6年7月に第2回、令和7年3月に第3回、いずれもオンライン会議ツールを使用した研究会を開催しており、令和7年度中に現地開催を予定している。これまでの取組は以下のとおりである。

○消防法の規制に関すること

半導体工場を危険物施設とするか、少量危険物施設とするかは、消防本部によって取扱いが分かれ、このため根拠法令も消防法第10条第4項と各消防本部の火災予防条例に分かれている。これらを踏まえ法解釈や運用について意見交換を行っている。

また、半導体製造装置では洗浄や成膜の工程でアルコール類などの危険物を使用するため、国内法の規制において電気設備には防爆構造を採用することが一般的である。しかし、SEMI規格では局所排気や可燃性蒸気の管理、緊急時の停止措置など性能評価に基づく安全対策が講じられており、火災リスクを低減させることで、防爆構造を必須としていない。このような背景を理解するため、半導体工場関係者による特別講演を実施し、SEMI規格を含む半導体工場の特性に関する専門的な知識を深めている。

○防火防災体制に関すること

半導体工場では数千人規模の従業員が、限ら

れた通路を効率よく確実に避難できるような体制づくりが必要である。また、大規模工場においては災害発生時、活動拠点が分散する傾向にあり、防火区画が複数存在するクリーンルームでは電波障害の可能性まである。そのため、情報の統制及び伝達方法について事業所と消防本部で事前の協議共有が重要となる。

そのほか、特殊なガスや危険物が使用されているため災害の実態に応じた適切な消火方法の決定及び身体保護具の選定や、延焼を免れた半導体製造装置の保護やクリーンルーム環境を損わない消火活動の実施が求められることなどが課題として挙げられる。

半導体工場の基本構造は類似しているため、参加消防本部共通の研究課題と認識しており事例の共有は非常に有意義であると考えている。

○半導体工場に係る消防行政全般について

過去の火災や事故事例を共有し、その原因や再発防止対策を学ぶことで立入検査時の事業所への指導や、消防が作成する警防計画への反映等、過去の事例で得られた知見が有用となる。

おわりに

今年度から千歳市消防本部が本研究会へ参加し、4消防本部で開催することになった。このように、自治体の枠を超えた協力体制が拡がりつつあることを実感している。

今後も予防業務や警防業務における課題解決と知識の蓄積を継続して実施することで、半導体工場の安全かつ安定した操業を支え、ひいては日本の経済安全保障を支える半導体産業全体の発展に寄与することを目指している。





違反が多い街からの脱却 妨害を受けながら行った違反処理

今治市消防本部 予防課 予防係長 高須賀寛

はじめに

当市は、愛媛県の北東部・瀬戸内海のほぼ中央部に位置し、高縄半島と、芸予諸島にまたがっており、中心市街地がある平野部や、緑豊かな山間部、そして、瀬戸内しまなみ海道、安芸灘とびしま海道が架かる世界有数の多島美を誇る島しょ部からなる変化に富んだ地勢となっている。

また、造船・海運・船用産業が集積する世界に冠たる海事都市であり、日本一のタオル産地

であって、これら古い歴史を持つ地場の産業群は立派な地域資源のみならず異彩を放つ観光資源にもなっている。

消防本部の組織と予防体制

当消防本部は、職員数213人で1本部3消防署5分署で組織されている。予防体制については、消防本部に予防課(予防係と危険物係)を置き、消防同意、消防用設備等の審査・検査や違反処理、危険物の許認可、火災調査・予防啓発

など予防業務全般の事務を所掌している。各署所には予防担当を配置していないが、警防隊員も立入検査を行う査察員として積極的に予防業務に従事している。

組織の課題と取組

違反対象物公表制度が始まった令和2年4月時点では、特定防火対象物の重大違反件数約40件、非特定防火対象物(以下「非特」という。)の重大違反件数は約400件あり、管轄人口約14万人の街にしては異例の多さであった。

このため、予防課内でまずは特定防火対象物の重大違反を減らしていくことを目標に掲げ、精力的に違反処理を進めていくことで公表件数は大幅に減少したが、非特に関しては、各署所での通知書による指導にとどまっていたので、なかなか正されないままであった。400件もの違反処理を予防課だけで行うのは困難であるため、各署所でも違反処理をできるように訴えていたが、「違反処理は予防課がするもの」という認識を変えることができずにいた。

このような状況の中、令和4年度より総務省消防庁の「重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果」においても管轄人口20万人未満の消防本部が非特の重大違反件数が公表されることになって、ようやく「組織全体で重大違反の是正に取り組まないといけない」という意

識が変わり、各署所でも違反処理が行えるように「査察専従員制度」を発足させた。

査察専従員制度と署での違反処理

(1)制度の概要

毎年各署所の消防司令補または消防士長の中から査察専従員を選任し、その者が中心となり、違反処理業務等を進めていく。警告までを各署所で行い、命令からは予防課で行う。

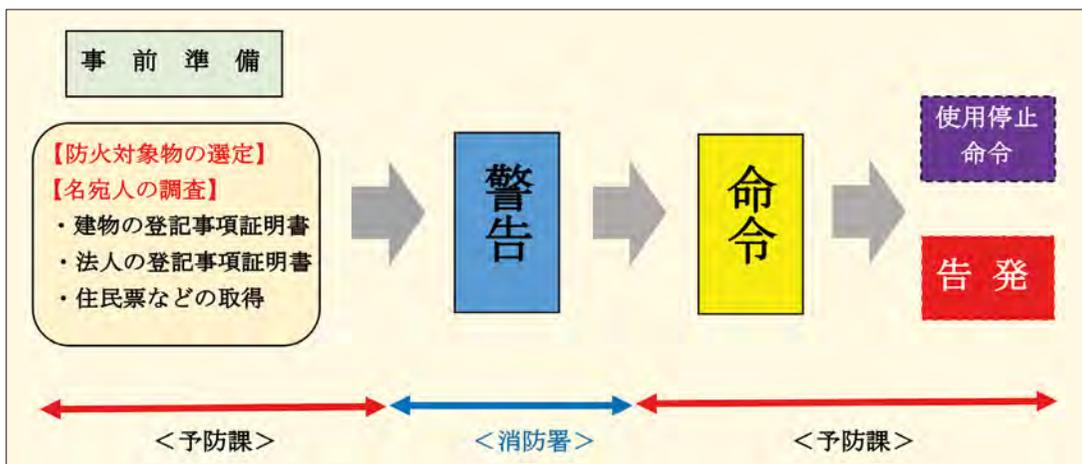
(2)違反処理の進め方

違反処理を行う防火対象物の選定と、名宛人の調査(法務局や市民課などの関係部署への公的資料の取得など)は予防課で行い、上期・下期に1件ずつ各署所ごとに割り振り、査察専従員が中心となって立入検査を行う。立入検査後は、予防課と各署所が共有している進捗管理表で管理し、改修計画書が提出されなかったり、改修期限が過ぎても是正されていない場合時には、速やかに警告に移行する。

(3)制度の成果

令和4年6月より査察専従員制度を発足し、これまでに各署所において約50件の非特の重大違反の立入検査を行い9件警告、1件命令に移行したが、現在は全て是正されている。

また、査察専従員には、当消防本部による査察専従員研修やこの後紹介する愛媛県消防長会主催の違反是正研修会にも参加してもらって



違反処理フロー (非特重大違反)

違反是正



東予地区違反是正研修会

るが、近年では、査察専従員以外の若手職員やベテラン職員から「研修会に参加させてほしい」という要望が増えており、職員の意識の変化を感じている。

愛媛県違反是正支援アドバイザー制度を活用した取組

愛媛県消防長会では、違反是正事例研究会のほかに、東予地区・中予地区・南予地区の3ブロックに分かれて「違反是正研修会」を開催し、各ブロックで消防本部が実際に行っている事案を持ち寄り、是正に向けての課題や方策を検討し、都道府県違反是正アドバイザーから助言を受ける実践的な研修会を開催している。また、「違反是正ホットライン」が開設されており、消防本部が抱える悩みや案件を電話やメールで気軽にアドバイザーに相談することができるようになっている。

これらの取組により、違反是正の知識の向上と共有化はもちろんのこと、消防本部ごとの垣根をなくし「オール愛媛」で県内の違反の是正と予防技術の向上に努めてくれていることに、感謝を申しあげたい。

妨害を受けながら行った違反処理事例

○本事例の概要

自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の未設置違反及び防火管理者未選任違反の特定用途防火対象物において、警告に向けた違反

調査の際に関係者（夫）から妨害を受けた。その後、履行期限内に自火報は設置されるが、防火管理者の未選任は是正されないことから命令に移行する。再度妨害を受ける可能性があるため、今治警察署の刑事課及び地域課の協力を得て、命令書交付及び標識を設置する。命令後も是正が進まなかったが、可能な手段を検討し、関係者に対して様々な角度からアプローチを行い違反是正に至った事例である。

○違反対象物概要

用途	16項イ（物品販売店舗と住宅）
構造・規模	鉄骨造一部木造・2階建
延べ面積	533.06㎡
収容人員	33人
関係者	A：建物の所有者 B：店舗の経営者（個人経営）でAの夫
違反条項	・消防法第8条第1項（防火管理者未選任） ・消防法第17条第1項（自火報未設置）

○指導経過

平成12年に消防検査、立入検査を実施。その当時から、防火管理者未選任を指摘する立入検査結果通知書を交付し、定期査察のたびに指導を行う。その後、自火報の設置基準の改正があり、平成17年より自火報の未設置を指導する。令和2年4月1日より公表制度が始まるが、是正されないため違反処理に移行する。

○妨害を受けた違反調査

令和3年6月14日、警告に向けた違反調査を実施。Aに質問をしようとする、Bが「迷惑やから帰れ！」と近づきながら職員の肩を押してくる。職員が話すと、「何でもええけん帰れ！」とさらに強く押され、店から追い払われる。これ以上は危険と判断し、違反調査を終了する。

○警告書

【名宛人について】

A：建物の所有者（建物の登記事項証明書より）

B：建物の占有者で店舗の経営者（Aとの会話の中でその旨を聴取済）

質問調査の作成への協力が得られなかったため、実況見分調査、平面図、公用資料（建物登記簿・住民票）よりA・Bを名宛人として警告書を交付することにする。

【警告書交付】

Aから「店を空けられないので消防には警告書を取りにいけない」と言われ、現地にて予防課長よりA及びBに交付することになる。

交付日当日Aは警告書を受け取り、受領書に署名・押印をするが、Bは「置いとけ」と言い、受領書への署名・押印は拒否した。

○警告書交付後の経過

- 令和3年6月16日 警告書交付
 - ▶自火報未設置（履行期限：R3.09.13）
 - ▶防火管理者未選任（履行期限：R3.10.31）
 - 令和3年6月27日 自火報の着工届出書提出
 - 令和3年9月21日 自火報設置に伴う消防検査
 - 令和3年10月11日 弁明の機会の付与の通知書を簡易書留郵便にて送付
- ※行政手続法上必要ではないものの、当消防本部では改修への意思や是正への意欲を確認するために付与しているが、弁明書の提出はなかった。

Aとは防火管理講習の受講について電話で確認していたが、「2日間店を空けるのが難しい」「夫に消防の話をするとうるさくしてしまい受講させてもらえない」という理由で話が進んでいなかった。Aには是正意思があり、防火管理講習を受講する以外の方法で何とかしたいと言い、売場面積を縮小し収容人員30人未満にする方向で現地調査をすることになる。ただし、Bがいると妨害を受けるおそれがあり、Aも「主人がいると前に向かって進まない」と言うので、Bが店舗にいない時間帯で調査をすることにする。

○現場調査

Bは毎朝6時から市場に行っており、7時半ぐらいまでは店に戻ってこないため、朝の7時前から調査を実施する。実測した結果、店舗部分を約9㎡縮小する必要があり、Aは、Bに相談してレイアウトの変更をしようと言った。その後、Aに電話で確認すると、「Bに怖くて言い出せなかった。売場部分の縮小は無理です。」といい、命令に移行することを決定する。

○命令書

【弁護士への相談】

警告書は2名に交付していたが、Bが管理権原者にあたるという客観的資料がなく、Aの供述のみでBにも命令して大丈夫なのか？という



早朝から現場調査をしている様子



予防課と査察専従員が協力して標識を設置している様子

疑問が湧いた。そこで顧問弁護士へ確認してみると、以下の助言を受けた。

〈弁〉 物品販売を個人事業として行っており、法人格がないことから、Bが責任者であることを客観的に裏付ける証拠がない。Aからの聞き取り内容だけでは裏付け証拠として不十分だと思われる。Bからも十分な聞き取り調査ができない場合には、消防法第4条の報告徴収命令をA及びBに発令し、Bが責任者であるか文書で問い合わせるのがよい。

【報告徴収命令】

助言を受けて、A及びBに対して店の管理権原について報告を求める。

• 令和3年11月4日 報告徴収書を簡易書留にて郵送する。(報告期限：R3.11.19)

結果的には、Aからのみ報告書と「源泉所得税納付書」が送られてくる。

「源泉所得税納付書」が管理権原の証明になるのか？ 税務署と弁護士に相談してみる。

〈税〉「源泉所得税納付書」は、税務署から記載されている個人に対して送付している書類で、当該書類に記載されている人の事業所内における地位を確認するための書類ではない。

〈弁〉 税務署が回答しているとおり、この資料だけではBが所得税を納税する義務があることが分かるだけで、管理権原者であるかは分からない。

私個人としては、Bは違反を是正する意思が無いだけでなく、是正の意思があるAに対しても

妨害しており悪質性の高いBにこそ命令すべきだと思ったが、顧問弁護士などの助言をもとに、Aにのみ命令することにする。

【違反調査】

Aにのみ命令することになり、違反調査も前回の現場調査同様、Bがいない早朝に実施することになった。実況見分と質問調書も順調に終わり、Aに命令書の交付と標識の設置の話をすると、「標識の設置はBが居る時にしてほしい。居ない時に勝手に貼っていたら、私が怒られる」と言い、命令書交付及び標識の設置は現地でAとBが居る時間帯にすることになった。

【警察への相談】

現地で標識を設置する際に、Bから妨害を受けるおそれがあるので、刑事課へ同行依頼を行う。当日は刑事2名、地域課職員3名が交付の様子が見える位置で待機してくれることになる。さらに、ビデオ撮影をしておくようアドバイスがあったため、当日はビデオ撮影を行うことにする。

【命令書交付】

命令書交付及び標識の設置に赴くと、タイミングが悪いことにBが屋外で作業をしていた。Aに交付する旨を伝え、「何撮りよんぞ、お前らしつこい」「邪魔やから帰れ」など、説明及び受け渡しを拒否されAに会わせてくれなかった。撮影は中止し、命令書は受け取らないので入口の隙間に差置き送達をする。標識の設置も当然拒まれたが、こちらも粘り強く対応し、おそらく警察官が待機しているのに気づいたのもあって、最終的には身体的な妨害を受けることはなく、標識を貼って無事帰署することができた。

○命令書交付後の動き

• 令和4年2月4日 命令書交付

▶ 防火管理者未選任(履行期限：R4.07.08)

命令書交付後は、催告書の送付やAに電話で防火管理講習の案内や進捗状況の確認をしていたが、「夫の承諾がないと2日間も店を空けられない」「消防の話をしたら、ボコボコにされるかも」といい、Bが障壁になって是正されないままだった。ただ、Aとの会話で「自宅で動画を見

て資格がもらえるなら」という話があり、オンライン講習について調査を始める。

防火管理者新規講習のオンライン講習を独自で行っている消防本部や民間業者へ話を聞きにいったが、費用対効果などの点から断念した。月日が経つ中、日本防火防災協会が完全オンライン型の講習を開始したと聞き、早速Aに電話で案内をすると「是非受講します」という返事があった。余談だが、Aはネットや機械に疎く、パソコンやスマホはおろか、クレジットカードも持っておらず、オンライン受講のできる環境が整っていなかったのである。そこからは、オンライン型講習をスタートできる環境になるまで電話や早朝に店に行ってアドバイスをを行い、ようやく令和7年4月のオンライン型講習に申し込むことができた。

○是正とその後

令和7年5月2日、「無事オンライン講習を修了できた」と連絡があり、後日修了証の写しと防火管理者選任届出書が送られてきて命令解除に至り、命令してから約3年ようやく是正された。

ただ、防火管理者の未選任違反の是正は選任させることがゴールではない。重要なのはその後の防火管理業務をしっかりと行わせること。是正後もAには電話で、火気管理の徹底や消火器や自火報の使い方について指導するとともに、非協力的だったBにも認識を改めて、一緒に訓練をするよう伝えている。

最後に

査察専従員制度を発足してから、是正のスピードは大幅に上がり、職員の意識の変化をもたらすことができたが、全国的に見ても重大違反の件数はまだまだ多い。これから非協力的な関係者や複雑な建物の是正を進めていくうえで、消防だけの力では困難な場合もあるが、本事例のように公的機関との協力・連携が大きな武器になる。昨年からは愛媛県建築士会今治支部や今治地区消防設備保守協会とも連携しており、違反是正に向けての輪を広げている。1日でも早く、違反の多い街から脱却し、安心・安全な街になるように日々予防行政を推進していきたい。



しまなみ海道

避難器具 マシマシ で行こう

怖くなんかないんだよ、緩降機

三田村二郎

三田村二郎と申します。今回は緩降機についてお話いたします。

緩降機は、火災発生時に10階層までの建物から安全に避難するために開発された器具です。一般的には、窓やベランダに設置された専用の取付金具に调速器と呼ばれる器具を固定し、器具に組み込まれたつるべ式のロープの先端にあるベルトを使用者が装着して降下する仕組みです。调速器内部には摩擦やブレーキ機構が組み込まれており、使用者の体重にかかわらず一定の速度でゆっくりと降下できるように設計されています(若い人はつるべってわからないかも(笑) 朝顔に釣瓶つるべとられてもらひ水かがのちよじょ(加賀千代女))。

緩降機の機能は「自動で安全な降下を実現する」という一点に尽きます。緩降機は装着して体を預けるだけで降下速度を均一に保ち、地上に着くまで滑らかに導いてくれます。急激に加速したり、途中で止まったりすることがないため、落下の恐怖を最小限に抑えられるのです(外部に出る恐怖はあるでしょうね)。その機能を実現させるために、緩降機の技術上の規格を定める省令(平成6年1月17日自治省令第2号)により、規格が定められています。しかしこれは緩降機本器に定められた規格であり、使用するためには、前述の通り取付金具に固定する必要があるわけです。一定の年齢より上であれば某テレビ局のアナウンサーが、生放送中に器具を使用しての体験レポート中に墜落してしまったことを記憶にとどめている方もいるでしょう。この器具はNASAが開発した新素材のテープ(厚さ0.5cm幅2.5cm)を、円盤状に機器内に巻き込み、滑車に通されたこのテープ自体で降下のスピードを調整するというもので、携帯用簡易降下機器と呼ばれていました。新素材を使うというアイデアはとてもよいのですが、考えが及ばなかったのか軽視したのか、固定用の金具を使用するものではありませんでした。家

具の脚部や取っ手などのある部分にこの器具の本器のフックを取り付けて使用するというお粗末な代物で、到底避難器具として使えるものではありませんでした。

しかし、マスメディアの力というのは恐ろしく、当時の番組は視聴率も高かったのでしょう、「緩降機は怖い」というイメージがついてしまいました。こんなお粗末な代物を緩降機と同列に並べるのは明らかな間違いであるにもかかわらず、緩降機のメーカーには問い合わせが殺到したそうです。とんだとぼちりです。名称も緩降機ではないにもかかわらず、現在でも同列に語られてしまうことには、もどかしい思いがあります。

緩降機は装着してロープを握って外部に出て、握ったロープを離すことで、降下することができるわけですが、ちょっと変わった降下機器でロープを握ったまま降下するという、緩降機とまるで逆のタイプの製品がありました。これは、取付金具もしっかりしていて、製品の構成もよかったです。降下中に手を離すと停止した握ると降下するという、人間の心理とは逆の動きをすることが災いしたのか普及には至りませんでした。

前述の2機種は、緩降機の規格からは外れており、現在設置されている緩降機は検定対象品となっています。取付金具もメーカーが設計し消防設備士が責任を持って設置しているので、安心して使用することができます。

緩降機の規格はまず「緩降機の技術上の規格を定める省令」(昭和40年1月12日自治省令第4号)が公布され、最終の改正は平成12年9月14日自治省令第44号にて行われました。このうち、平成12年の省令再編による改正を除くと、段階を追って安全性が追求されているのがよくわかります。実際に身体に装着するベルト部分に絞ってみると次表のようになります。

緩降機ベルト規定の変遷

省令	改正内容・ポイント
自治省令第4号 (昭和40年1月12日)	<ul style="list-style-type: none"> 幅5cm以上、厚さ0.3cm以上、長さ160cm 胸囲に応じた調整環を備える 降下時に支障を与えない 金具やリベットは使用者を損傷しない <p>【ポイント】 寸法と最低限の安全性を定めた最初の基準</p>
自治省令第31号 (昭和48年11月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 長さを「160～180cm」に拡大(体格差対応) 降下時の支障なしを再確認 胸囲に合わせた調整環を維持 緊結金具に「離脱しない方法で連結」を追加 <p>【ポイント】 長さの柔軟化と連結の確実化、安全性強化</p>
自治省令第2号 (平成6年1月17日)	<ul style="list-style-type: none"> 昭和48年改正を継承 「着用具」としての定義を明文化 引張荷重による強度試験を導入 <p>【ポイント】 寸法基準から性能基準へ移行、安全確保を制度化</p>
自治省令第28号 (平成9年4月24日)	<ul style="list-style-type: none"> 国際単位系に準拠:「重量kg」→「質量kg」「N(ニュートン)」へ 着用具規定を細分化:「容易に着用でき確実に保持」「容易に取り外せる」を追加 ベルト規定を整理し「着用具」の一部として再編 リールの明文化 <p>【ポイント】 国際基準に合わせ、操作性・実用性を重視した現代的改正</p>

緩降機使用上の注意事項

窓台やパラペットに腰掛けて着用状態を確認。
(腰掛けることができない場合は、外部に出る前に、よりしっかりと着用状態を確認。)

ロープを握る際は片手でも両手でも問題なし。
(両手で握る場合は、必ず同時に両手を離す。)

降下体勢を整えるために窓枠などに掴まる。
(降下体勢が整うまで、長い方のロープを引っ張っていてもらうのも有効。)

改正を重ねるごとに安全性を重視しているのがわかります。初期のベルトは着用してから調整環と言われる環を自分で引き寄せて着用していましたが、不完全な状態で降下する方が多く、それによる事故は防げませんでした。平成6年の改正ではその点が重視され、ベルトは着用具という言葉に置き換えられ、「着用した場合に使用者から外れず、かつ、緩まないものであること。」と明文化されたことにより、包括的な部材として定義づけられました。これで落下事故はなくなるかと思いきや、依然として事故は

発生しています。何故なのか？ひとえに油断と理解不足からきています。点検者は正しい方法を理解し、訓練に立ち会う際は理解度の高い人が立ち会い指導することで事故は未然に回避できます。イラストで注意事項をまとめておきます。

緩降機の事故はすべて使用方法の誤りによるもので、器具に起因した事故は起きていません。初見では若干取扱いがややこしいのは否めませんが、正しく操作すれば事故は起こり得ない器具なのです。

この続きはまた次回。



園児と学ぶ「救急の日」! みさお号と楽しく体験学習



長野県 松本広域消防局

松本広域消防局では、9月9日(火)、丸の内消防署において、幼稚園児を対象とした救急の日イベントを開催しました。

このイベントは、予防救急の普及・啓発を目的に実施しました。当日は、消防職員が「救急の日」や寄贈救急車「みさお号」について紹介した後、ふたつの「大切なおまじない」として、①救急車を呼ぶ際の番号「119」、②交通事故を防ぐための「手を挙げて、右見て、左見て、

右見て」を園児に伝えました。また、救急車の洗車体験や、防火服を着てのはしご車バスケット搭乗体験も行いました。晴天にも恵まれ、元気の園児たちと楽しく救急について学ぶ貴重な1日となりました。

今後も地域と連携し、「防げる事故」を減らすための啓発活動に努めてまいります。

▶ https://youtube.com/shorts/ELIim9k_iP0



「防火の輪を広げる」柳川市幼年消防大会を開催

9月3日(水)、柳川市幼少年婦人防火委員会と一般財団法人日本防火・防災協会が共催し、「第36回柳川市幼年消防大会」が開催されました。この大会は、消防職員と幼年消防クラブ員が交流を図り、幼年期から防火思想を醸成していくことを目的としています。

市内の幼年消防クラブ21クラブ、来賓を含め約500人が参加し、

消防職員による仕事紹介、火災映像や〇×クイズによる防火啓発を重視した映像観覧型の内容として実施されました。大会の終盤では、子供たちが防火の誓いを元氣いっぱいに行い、火遊びをしないことを約束してくれました。

今後、「防火の輪」が地域全体へ大きく広がっていくことを期待しています。



福岡県 柳川市消防本部

令和7年度警防技術指導会を実施



滋賀県 湖南広域消防局

湖南広域消防局では、9月16日(火)から18日(木)までの3日間、一般建物火災における初動活動の強化と連携能力の向上を目的に警防技術指導会を実施しました。

今回は、火災の初期における延焼阻止や要救助者の救出技術、隊員の安全に配慮した屋内進入活動を実施しました。日々の訓練成果を発揮する一方、課題となる内容も明確になり、今後の更なる部隊強化に繋がっていきます。

また、本年度は訓練後の隊員を冷却、休息させるエイドステーションを開設し、熱中症対策を図りました。



芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
使用圧：1.6			65	コ第11～18号	2002～2005,2007	40	コ第3～3号	2002～2008
65	コ第7～13号	2002～2008		コ第14～11号	2002～2008		コ第3～3～1号	2007,2008
	コ第11～11号	2002～2005		コ第14～11～2号	2008		コ第4～13号	2002～2008
	コ第14～10号	2005～2008		コ第14～21号	2003～2008		コ第4～13～1号	2002～2008
	コ第14～10～1号	2003～2008		コ第14～21～1号	2003～2008		コ第15～7～1号	2003
	コ第15～1号	2005～2008		コ第15～6号	2004～2008		コ第53～6号	2002～2008
	コ第15～4～1号	2003～2008		コ第15～6～1号	2003～2008		コ第53～7号	2002～2008
コ第58～11～5号	2002～2007	コ第15～28号		2003～2008	使用圧：0.9			
コ第15～4号	2004～2008	コ第18～47号		2007,2008	65	コ第53～32号	2004,2008	
65/50	コ第11～16号	2002～2006		コ第58～14～1号		2007,2008	コ第53～32～1号	1999～2007
50	コ第1～10号	2003～2008	65/50	コ第11～14号	2002～2008	コ第61～13号	2002,2004～2008	
	コ第1～10～1号	2007,2008	コ第1～8号	2003～2008	65/50	コ第12～7号	2000,2001,2003～2008	
	コ第11～12号	2002～2008	コ第1～8～1号	2004～2008		コ第12～3号	2000,2001,2003～2008	
	コ第15～3号	2003～2008	コ第2～9号	2002～2008	50	コ第12～3号	2000,2001,2003～2008	
コ第3～4号	2007,2008	コ第2～9～1号	2002～2008	使用圧：0.7				
40	コ第3～4～1号	2007,2008	コ第8～12号	2002～2007	40	コ第4～14号	2007,2008	
	コ第11～13号	2002～2008	コ第15～16号	2003～2008		コ第7～28号	2003,2004	
	使用圧：1.3			コ第15～16～1号		2003,2006～2008	コ第10～4号	2000,2001
65	コ第2～2～1号	2002,2003	コ第60～4～1号	2002～2007		コ第15～27号	2004～2006	
	コ第2～2～3号	2002,2004	コ第60～4～3号	2002～2005,2008	コ第15～42号	2005,2008		
	コ第10～8～1号	2002,2003	コ第60～4～4号	2002～2008				
	コ第10～8～2号	2003						

【ホース回収窓口】 **0120-244-557** (フリーダイヤル) 受付時間(土日祝除く)：午前9時～午後5時

アシモリ 芦森工業株式会社 <https://www.ashimori.co.jp/>



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

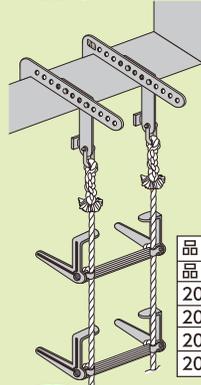
イザというときお役に立ちます。



災害や火災から尊い生命を守る命綱
屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

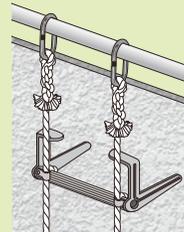
オリールⅡ型

(可変フック式)
認定番号はし-002号



オリールⅡ型-B

(カナビラ式)
認定番号はし-002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)		品名	オリールⅡ型-B(カナビラ式)		
品番	全長	有効長	用途	品番	全長	有効長
2013	4.5m	3.9m	2階用	7013	4.4m	3.9m
2016	5.4m	4.8m		7016	5.3m	4.8m
2022	7.3m	6.7m	3階用	7022	7.2m	6.7m
2025	8.3m	7.7m		7025	8.2m	7.7m



トーヨー消火器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂 2-1-13 TEL.03(3646)7227(代)
<http://www.toyosyokaki.jp>

PFAS等を含有する消火器・消火薬剤の生産中止について

一般社団法人日本消火器工業会・株式会社消火器リサイクル推進センター

PFOS規制の経緯と国内対応

平成21年(2009年)5月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」締約国会議において、「PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)およびその塩」が製造・使用禁止物質に追加されました。これを受け、日本では平成22年(2010年)4月より「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」に基づき、PFOS含有製品が第一種特定化学物質として規制されました。

一般社団法人日本消火器工業会の会員企業が製造した一部の消火器にもPFOSが含まれていたため、製造・使用に制限が課されることとなりました。

PFOS含有消火器の回収と処理

廃棄にあたっては、技術基準の策定や処理施設の確保など、関係機関との調整を経て、平成25年(2013年)2月より一般からの回収処理が開始されました。対象となった消火器は約70万本にのぼり、令和6年(2024年)度までに70万276本の処理を完了。約12年に及ぶ取り組みにより、ようやく終息の見通しが立ちました。

PFOA規制の開始と新たな対応

平成31年(2019年)4月のPOPs条約締約国会議では、「PFOA(ペルフルオロオクタンスルホン酸)およびその塩」ならびに「PFOA関連物質」が禁止物質に追加されました。これを受け、日本では令和3年政令第144号により、令和4年(2022年)10月22日からPFOAが第一種特定化学物質に指定されました。

さらに令和6年(2024年)7月5日には、PFOAの分枝異性体およびその塩、ならびにPFOA関連物質が追加指定され、規制対象が拡大しています。

技術的留意事項の策定と処理体制の整備

令和5年(2023年)9月30日には、「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」が策定され、適正な分解処理を確保するための指針が示されました。PFOA関連物質については、今後の知見

の蓄積に応じて対応が検討される予定です。

令和6年(2024年)7月には、環境省による広域認定の変更が認められ、同年8月より「PFOA含有消火器用消火薬剤」および「PFOA付着消火器の洗浄液」の焼却処理が順次開始されています。

今後のPFAS対応と業界の方針

市中に設置されているPFOA含有消火器は約88万本と推定されており、PFOSと同様の回収処理が進められる見込みです。今後、さらにPFAS(ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物)関連物質が規制対象に追加される可能性が高く、これらを含む消火器の製造は、環境負荷や処理費用の面からも持続可能とは言えません。

消火器については排出者負担を求めず、リサイクルシールが貼付されていればその他の費用は工業会が負担する仕組みとなっており、莫大な費用と長期的な対応が必要です。このため、会員各社では代替商品の開発を進め、規制施行前に生産・販売を中止する方針を共有しています。すでに各社がホームページ等で生産・販売中止を宣言しており、[当工業会のホームページ](#)でもその旨を案内しております。

-  [日本ドライケミカル株式会社](#)
-  [株式会社初田製作所](#)
-  [三津浜工業株式会社](#)
-  [モリタ宮田工業株式会社](#)
-  [ヤマトプロテック株式会社](#)



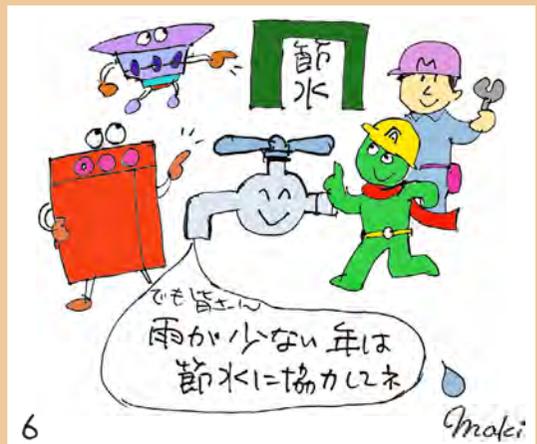
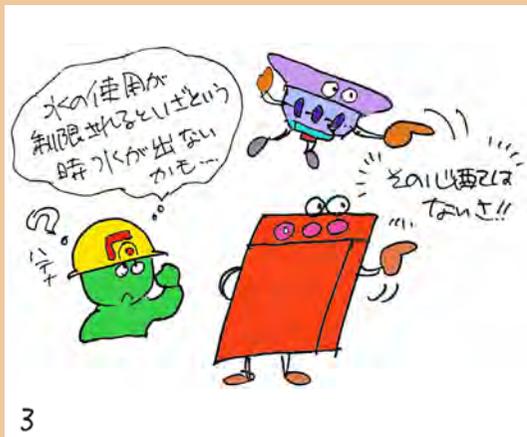
環境と安全への貢献

消火器は初期消火において人命・財産を守る重要な製品であり、リサイクルによる環境負荷の低減、適正な処理による不法投棄や破裂事故の防止など、持続可能な社会づくりに貢献する存在です。

今後も、環境に配慮した消火器の開発・普及に努め、規制に先んじた対応を通じて、より安全で持続可能な社会の実現に寄与してまいります。

安全戦隊 FESCレンジャー

〈第14話〉 水は大事!!



令和7年度 危険物事故防止対策論文募集

消防庁・危険物保安技術協会

消防庁の統計によると、令和6年中の危険物施設における事故は753件発生し、近年は高い水準で横ばいの状況が続いています。このような状況を踏まえ安全で快適な社会づくりに向けて、危険物の製造、貯蔵、取り扱い、運搬に係る事故防止を目的として、広く論文を募集します。

1 論文のテーマ

危険物に係る事故防止や安全対策に関するもの

- 提言・アイデア・経験等
- 職場等の安全対策

- ・事故の拡大防止
- ・事故の分析
- ・事故防止に関わる知見の蓄積・教育方法
- ・危険性評価手法
- ・安全対策技術
- ・安全の科学技術
- ・最新技術を利用した危険物施設の事故防止対策
- ・少量危険物及び指定可燃物に関わる安全

ただし、限られた団体、組織内等で発表された場合は応募可能とします。(既発表のものを一部分を使用する場合は、その旨を本文中に明記してください。)受賞論文は、公表されますので、必要に応じて関係者の事前の了解を取ることをお願いします。また、著作権等の問題を生じないようご注意ください。

② 図表及び写真を含めA4(字数換算：1ページあたり40字×40行程度)10枚以内程度、別途概要を添付してください。

記入例は、ホームページをご確認ください。

③ 論文の概要を添付してください。

④ 「論文タイトル」、「氏名(ふりがな)」、「連絡先(住所、電話番号、E-mailアドレス)」及び、受賞論文発表時に明記する勤務先等がある場合の「勤務先名称及び所属」を記載した文書を添付してください。

⑤ 共同での取り組みの場合は、連名の応募も可としますが、代表者を明記してください。
なお、ご応募いただいた文章は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

2 賞

消防庁長官賞	賞状及び副賞20万円(2編以内)
危険物保安技術協会理事長賞	賞状及び副賞10万円(2編以内)
奨励賞	賞状及び副賞2万円(若干名)

3 応募期間

令和7年10月1日(水)から令和8年1月31日(木)まで

4 表彰

危険物安全週間(令和8年6月の第2週)中に東京で開催される、危険物安全大会にて表彰式を行います。

5 応募方法(詳細は右記ページにてご確認ください。)

① 論文は、日本語で書かれた未発表のものに限ります。

6 応募先及びお問い合わせ先

危険物保安技術協会 論文事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル
E-mail: khk_ronbun@khk-syoubou.or.jp
<https://www.khk-syoubou.or.jp/>



危険物事故防止対策論文
詳細情報Webページ

〈主催〉 消防庁、危険物保安技術協会
〈協賛〉 全国消防長会、一般社団法人日本化学工業協会、石油化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会、一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本損害保険協会、公益社団法人日本火災学会、全国石油商業組合連合会(順不同)



旧「消防交流広場」に関する注意喚起

重要

現

消防交流広場

<https://www.fesc.or.jp/forum/>
ID : fesc2024 PW : fesc2024

会員登録せずにご利用いただけます。

旧

消防に携わる皆様へ朗報!
消防交流広場
<https://www.fesc119.net/>

アクセスしないでください。

当センターでは消防防災関係の業務に携わる皆様へ広くご活用いただくことを目的として、2014年10月よりWebサイト「消防交流広場」を運営しております。2024年3月のリニューアルに伴い、旧「消防交流広場」は廃止いたしました。

なお、旧「消防交流広場」のURLは、現在、当センターとは関わりのない第三者によって管理されており、旧URLやそのリンクバナーが、別の管理者が運営するサイトへリダイレクトされる事象が確認されております。旧サイトへアクセスされませんよう十分ご注意ください。何とぞよろしくお願い申し上げます。

今後とも、皆様に安心してご利用いただけるサイト運営に努めてまいります。

MAIL MAGAZINE

日本消防設備安全センター 毎月25日頃配信 メールマガジン

日本消防設備安全センターメールマガジン (3月25日)

安全センター職員より

各種点検資格者再講習については、令和3年度に第1種消防設備点検資格者と第2種消防設備点検資格者の、令和4年度には防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者のオンライン化を行いました。オンライン講習導入から令和6年度までで累計16,800名を超える申し込みをいただいております。

更に令和6年度には消防設備士講習の指定講習機関となり、オンラインによる消防設備士講習を昨年10月から開始し、初年度は3,600人を超える申し込みがありました。令和7年度は、オンラインによる消防設備士講習が4月1日から、各種点検資格者再講習が7月1日から、順次、受け付けを開始します。一部のメディアでも取り上げていただきましたが、実施概要やスケジュールの詳細はHPの専用サイトで確認いただけます。是非、お申込みください。

～講習課職員U～



メルマガ登録お気軽に



<https://bvam03.am.arara.com/fescmail/subscribe.php>

情報を忘れずキャッチ!

オンライン講習開催 | 月刊フェスタ公開
技術部からのお知らせ(認定・評定・評価)
刊行物オンラインショップからのお知らせ

担当者 企画研究部 櫻井/国分
TEL. 03-5422-1492
FAX. 03-5422-1584
メール kikaku119@fesc.or.jp

光警報装置のピクトグラム標識

【推奨品】
(合格証付)



一般社団法人日本消防標識工業会

総務省消防庁より「光警報装置の設置に係るガイドラインの改定について」
ガイドライン第六に光警報装置の標識について追記し改定されました。(令和7年1月30日付け消防予第30号 通知)

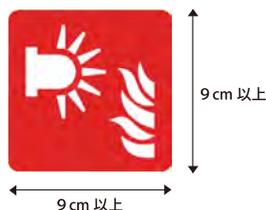
光警報装置の標識について

防火対象物の利用者に光警報装置が設置されていることを周知するため、光警報装置ピクトグラムを設置することが望ましいとされています。なお、光警報装置ピクトグラム入りの標識の設置については、以下の留意点の記載があります。

- (1) 光警報装置ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とすること。
- (2) 建物の出入口や設置室の扉など、利用者に周知しやすい場所に設置すること。
- (3) 床面からの高さは見やすい位置とすること。
- (4) 光警報装置ピクトグラムに加えて、日本語及び英語の説明文を併記すること。
- (5) 緊急地震速報を受信した際に、光警報装置が点滅するように設置している場合には、その旨を併記すること。

なお、緊急地震速報利用者協議会のホームページにある諸手続きにより「緊急地震速報ピクトグラム」の利用も可能。

**施設に光警報装置(火災用)が
設置されている事を示す
ピクトグラム(図記号)が新しくできました!**



光警報装置のピクトグラム標識(図記号)

光警報装置のピクトグラム標識は、聴覚障がい者や高齢者等を含む不特定多数の人々が利用される施設等において、光の点滅で火災を警報する装置の光警報装置(火災用)及び設置場所を掲示する標識です。



**中輝度
蓄光式!**

推-70

サイズ：180×120 mm
材質：中輝度蓄光式硬質樹脂板



設置例写真
(推-70)

**部屋の
出入口付近への
設置**

消灯時



**廉価版も
ご用意**

推-71

サイズ：180×120 mm
材質：硬質樹脂板

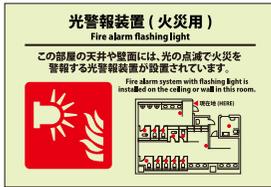
中輝度蓄光式標識の特長

火災や地震等の停電時に暗闇への対策として太陽光や光エネルギーを、
吸収・蓄積し暗部で発光を半永久的に繰り返す蓄光機能を持つ硬質樹脂板です。
光警報装置の設置が、消灯時に確認できます。

【標識のお問合わせ先】

一般社団法人 日本消防標識工業会
TEL.04-2968-7237 FAX.04-2968-7238
<https://www.nissyohyo.com/>

標識の特注品例



サイズ：190×280 mm
材質：中輝度蓄光式硬質樹脂板



部屋の
出入口付近への
設置

設置例写真

※その他の特注品も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。



サイズ：450×300 mm
材質：塩ビステッカー



建物の
出入口付近への
設置

設置例写真

ご存知ですか? 光警報装置

光警報装置は、主に聴覚障がい者や高齢者の方のために「光の点滅」で火災を知らせる装置です。



トイレ【設置場所の例】

天井設置用
光警報装置 (一例)



一般社団法人 日本火災報知機工業会のホームページより



光警報装置の設置は?

聴覚障がい者の近傍に火災の発生を知らせる事ができる人がいない事が想定される場所や、従業員等による避難誘導等が期待できない場所等への設置をおすすめします。

設置をお勧めする施設は?

1. 聴覚障がい者や高齢者を含む不特定多数の人々が利用する施設
公共施設・商業施設・空港・駅・ホテル・病院・競技場・展示場 等
2. 主に聴覚障がい者や高齢者が利用する施設や、就労する施設
障害者施設・老人ホーム・工場・事務所 等

光警報装置の詳細は
ホームページをご覧ください。

一般社団法人 日本火災報知機工業会

<https://www.kaho.or.jp/pages/jikaho/page-jikaho-02-01.html>



何ができるの？

消防設備点検資格者は、消防法に定める消防設備点検報告制度における点検実施者として、一定の防火対象物に設置が義務付けられている消防用設備等について、適正な維持管理がなされているかどうかを点検することができます。この点検は、6カ月ごとに行う機器点検と、1年ごとに行う総合点検とに分けて実施します。消防設備点検資格者は消防用設備等の種類により、第1種、第2種及び特種に区分されています。

誰が受けられるの？

甲種又は乙種消防設備士、第1種又は第2種電気工事士、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について5年(短縮できる条件あり)以上の実務の経験を有する方、消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し1年以上の実務経験を有する方など一定の受講資格が必要です。
 ※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。
 (講習▶各種申請書▶講習の手引)



消防設備点検資格者講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

- | | | |
|---|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 消防設備点検資格者講習 | <input checked="" type="checkbox"/> 防火対象物点検資格者講習 | <input checked="" type="checkbox"/> 防災管理点検資格者講習 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 自衛消防業務講習 | <input checked="" type="checkbox"/> 可搬消防ポンプ等整備資格者講習 | <input checked="" type="checkbox"/> 各種講習実施予定 |

発行人 鈴木 康幸

発行所 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

TEL.03-5422-1491 FAX.03-5422-1583

問い合わせ先一覧 <https://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

大阪支所

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル10階

TEL.06-6244-2433 FAX.06-6244-2435

名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階

TEL.052-218-5075 FAX.052-223-0129